

省エネ法 住宅事業建築主の判断基準

基準一次エネルギー消費量一覧
用途別一次エネルギー消費量算定用シート
基準達成率算定シート

ver.1.1

2010年03月版

「基準一次エネルギー消費量一覧／用途別一次エネルギー消費量算定用シート／
基準達成率算定シート ver1.0 (2009年3月版)」からの変更点

(1) 「3. 用途別一次エネルギー消費量 算定用シート」のうち、各地域の「(A)暖房設備の一次エネルギー消費量」について、以下のように記述が訂正・追記されています。ただし、一次エネルギー消費量の数値に変更はありません。

- ・ 地域の説明文中、「全居室を連続的に」と表記されるべきであるが「居室を連続的に」と表記されていた箇所を、「全居室を連続的に」に訂正

- a、 b 地域の表中、「(a-2)住宅全体または全居室を連続的に暖房する場合」を「(a-2)住宅全体を連続的に暖房する場合」に訂正

- 電気蓄熱式暖房機の条件である「有効蓄熱効率」を「蓄熱効率」に用語を訂正（条件そのものに変更はありません）

- 電気温水暖房（ヒートポンプ式）に注釈「温水暖房専用の電気ヒートポンプ式熱源機の場合に適用。給湯機能と温水暖房機能を有する電気温水器（ヒートポンプ式）の場合は適用しない」を追記

- 電気ヒーター式床暖房に注釈「床暖房の敷設率が75%以上、床の上面放熱率が90%以上の場合に適用とする」を追記

- 上記 に伴い、以降の注釈番号を修正

(2) 「3. 用途別一次エネルギー消費量 算定用シート」のうち、各地域の「(B)冷房設備の一次エネルギー消費量」について、以下のように記述が訂正されています。ただし、一次エネルギー消費量の数値に変更はありません。

- ・ 地域の表中、「(b-2)住宅全体または居室を連続的に冷房する場合」を「(b-2)住宅全体を連続的に冷房する場合」に訂正

(3) 「3. 用途別一次エネルギー消費量 算定用シート」のうち、各地域の「(C)給湯設備の一次エネルギー消費量」について、以下に示す下線部分が更新されています。ただし、一次エネルギー消費量の数値に変更はありません。

- 電気温水器（ヒートポンプ式）の注釈「温水暖房機能を有さないものであって、年間給湯効率（APF）3.0 以上の場合に適用。・・・以下同文」を更新

(4) 「4. 基準達成率算定シート」の様式を最新版に差し替えています。ただし、報告内容に変更はありません。

目 次

| | |
|---|----|
| 1 . 住宅事業建築主の判断基準における地域区分 | 1 |
| 2 . 基準一次エネルギー消費量一覧 | 5 |
| 3 . 用途別一次エネルギー消費量 算定用シート | 7 |
| (1) a 地域 | 8 |
| (2) b 地域 | 11 |
| (3) 地域 | 14 |
| (4) 地域 | 18 |
| (5) a 地域 | 22 |
| (6) b 地域 | 26 |
| (7) 地域 | 30 |
| (8) 地域 | 34 |
| 別表 熱損失係数 (Q 値) と夏季日射取得係数 (μ 値) 参考値 .. | 37 |
| 4 . 基準達成率算定シート | 39 |
| 1) 様式 1 | 40 |
| 2) 様式 2 | 41 |
| 3) 様式 3 | 43 |

1 . 住宅事業建築主の判断基準における地域区分



住宅事業建築主判断基準においては、日本全国を8つの地域に区分して基準一次エネルギー消費量を定めています。従来からの「住宅の建築主の判断基準」(いわゆる「住宅の省エネルギー基準」)では地域から地域までの6つに区分していますが、そのうちの地域と地域をそれぞれ a、b、a、b に細区分しました。

これは、地域および地域では、それぞれの地域内で気候条件(ここでは暖房度日、すなわち外気温)の差が非常に大きく、暖房や給湯、特にヒートポンプ式の設備に必要な一次エネルギー消費量も大きく異なってしまうからです。本基準は一次エネルギー消費量を指標にしたものなので、これらの地域内でより適切に対象住宅の省エネルギー性能を評価するために、気候条件の差を小さくするよう細区分しました。

従って、基準一次エネルギー消費量及び評価対象住宅の一次エネルギー消費量を算定するには、まず、評価対象住宅を建設する地域区分を確認する必要があります。住宅を建設する地域の区分は「住宅事業建築主の判断基準」別表第1を参照してください。

表1 住宅事業建築主の段々基準における地域区分

| 住宅の建築主の判断基準 における地域区分名 | 住宅事業建築主の判断基準 における地域区分名 |
|--------------------------|---------------------------|
| 地域 | a 地域 |
| | b 地域 |
| 地域 | 地域 |
| 地域 | 地域 |
| 地域 | a 地域 |
| | b 地域 |
| 地域 | 地域 |
| 地域 | 地域 |

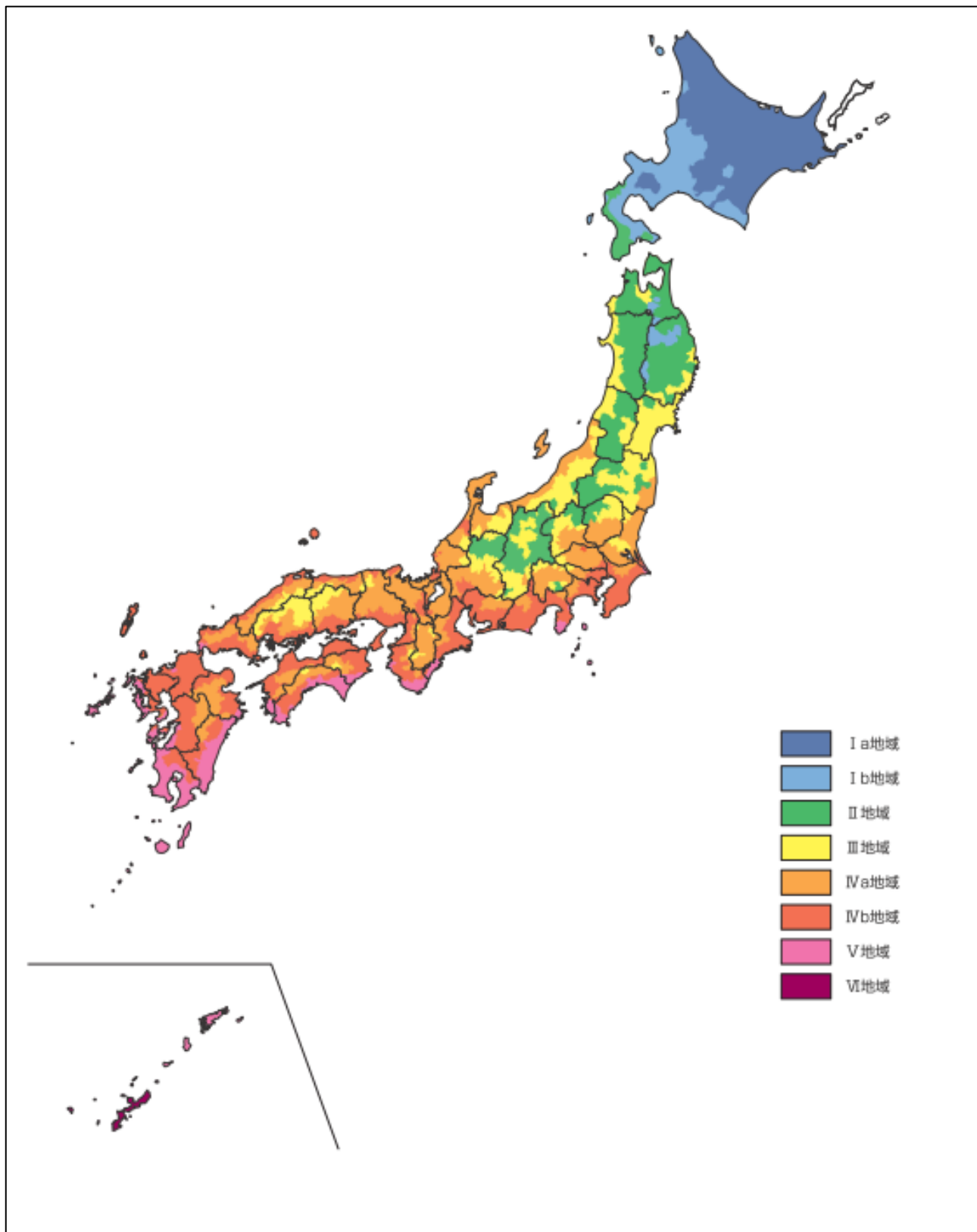


図 1 別表第 1 の地域区分

2 . 基準一次エネルギー消費量



基準一次エネルギー消費量 一覧表

| 地域 | 暖房又は冷房の方式 | 換気方式 | | | |
|----|---|--------------------------------|-----------------------|-------------------------|--------------------|
| | | 壁付けファン 給気型 / 排気型 パイプ用ファン | ダクト式 第一種換気 システム | ダクト式 第二/三種換気 システム | 壁付け 給排気型 ファン |
| a | すべての暖房方式 | 124 | 128.9 | 125.2 | 128.9 |
| b | すべての暖房方式 | 113 | 117.9 | 114.2 | 117.9 |
| | ダクト式全館空調設備その他の住宅全体を連続的に暖房又は冷房する方式 | 97 | 101.9 | 98.2 | 101.9 |
| | 温水暖房、蓄熱暖房その他の全居室を連続的に暖房又は冷房する方式 | 99 | 103.9 | 100.2 | 103.9 |
| | ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房又は冷房する方式 | 62 | 66.9 | 63.2 | 66.9 |
| | ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房及び冷房する方式 | 57 | 61.9 | 58.2 | 61.9 |
| | ダクト式全館空調設備その他の住宅全体を連続的に暖房又は冷房する方式 | 102 | 106.9 | 103.2 | 106.9 |
| | 温水暖房、蓄熱暖房その他の全居室を連続的に暖房又は冷房する方式 | 102 | 106.9 | 103.2 | 106.9 |
| | ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房又は冷房する方式 | 62 | 66.9 | 63.2 | 66.9 |
| | ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房及び冷房する方式 | 57 | 61.9 | 58.2 | 61.9 |
| a | ダクト式全館空調設備その他の住宅全体を連続的に暖房又は冷房する方式 | 92 | 96.9 | 93.2 | 96.9 |
| | ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房又は冷房する方式 | 56 | 60.9 | 57.2 | 60.9 |
| | ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房及び冷房する方式 | 52 | 56.9 | 53.2 | 56.9 |
| b | ダクト式全館空調設備その他の住宅全体を連続的に暖房又は冷房する方式 | 89 | 93.9 | 90.2 | 93.9 |
| | ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房又は冷房する方式 | 53 | 57.9 | 54.2 | 57.9 |
| | ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房及び冷房する方式 | 49 | 53.9 | 50.2 | 53.9 |
| | ダクト式全館空調設備その他の住宅全体を連続的に暖房又は冷房する方式 | 75 | 79.9 | 76.2 | 79.9 |
| | ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に暖房又は冷房する方式 | 46 | 50.9 | 47.2 | 50.9 |
| | ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に暖房及び冷房する方式 | 43 | 47.9 | 44.2 | 47.9 |
| | ダクト式全館空調設備その他の住宅全体を連続的に冷房する方式 | 72 | 76.9 | 73.2 | 76.9 |
| | ルームエアコンディショナー以外の設備により主たる居室を間欠的に冷房する方式 | 40 | 44.9 | 41.2 | 44.9 |
| | ルームエアコンディショナーにより主たる居室を間欠的に冷房する方式 | 38 | 42.9 | 39.2 | 42.9 |

太線の枠は、暖房設備（地域においては冷房設備）を設置しない場合の基準値

3 . 用途別一次エネルギー消費量 算定用シート



(1) a地域の用途別一次エネルギー消費量

< 一次エネルギー消費量の算出方法 >

評価対象住宅の年間一次エネルギー消費量は、以下の(A)から(F)の値を求め、下式により算出する。

$$\begin{aligned} \text{評価対象住宅の年間一次エネルギー消費量} &= (\text{A}) \text{ 暖房設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ (\text{B}) \text{ 冷房設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ (\text{C}) \text{ 給湯設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ (\text{D}) \text{ 換気設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ (\text{E}) \text{ 照明設備の一次エネルギー消費量} \\ &- (\text{F}) [\text{太陽光発電設備等による発電電力} - (\text{売電} + \text{家電機器消費相当分})] \end{aligned}$$

(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量

暖房の一次エネルギー消費量は、断熱性能の区分に応じて、新築時に設備が設置されていない場合は(a-1)、住宅全体を連続的に暖房する場合は(a-2)より該当する暖房設備の一次エネルギー消費量を求め算出する。

- 新築時に設備が設置されていない場合 = (a-1) 欄の一次エネルギー消費量
- 住宅全体を連続的に暖房する場合 = (a-2) 欄の暖房設備の一次エネルギー消費量

| 暖房方式 | 暖房設備 | 一次エネルギー消費量 (単位: ギガジュール毎年) | | | | | |
|-------------------------|---|--|-------|--|-------|---------------|------|
| | | 断熱性能の区分 熱損失係数 [W/m ² K] ¹ | | | | | |
| | | (ア) 1.6 を超え 1.8 以下 [等級 3 ² を満たす] | | (ウ) 1.4 を超え 1.6 以下 [等級 4 ^{2, 3} を満たす] | | (オ) 1.4 以下 | |
| | | 熱交換型換気システムの有無 ⁴ | | | | | |
| | | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 |
| (a-1) 新築時に設備が設置されていない場合 | | 99.8 | 78.7 | 92.8 | 71.2 | 68.9 | 46.6 |
| (a-2) 住宅全体を連続的に暖房する場合 | 石油温水式 パネラジエーター ⁵ | 99.8 | 78.7 | 92.8 | 71.2 | 68.9 | 46.6 |
| | ガス温水式パネラジエーター ⁵ (瞬間式従来型給湯器) | 85.9 | 66.3 | 79.4 | 59.5 | 57.9 | 37.7 |
| | ガス温水式パネラジエーター ⁵ (潜熱回収型給湯器) ⁶ | 81.1 | 62.2 | 74.8 | 55.6 | 54.4 | 35.0 |
| | 電気温水式パネラジエーター ⁵ (ヒーター式) | 172.5 | 131.9 | 159.0 | 117.8 | 115.1 | 73.9 |
| | 電気蓄熱暖房機 | 179.5 | 136.9 | 165.5 | 122.5 | 119.7 | 76.7 |

1 参考仕様を別表に示す。

2 省エネルギー対策等級 (日本住宅性能表示基準 (平成 13 年国土交通省告示 1346 号) 別表 1 の(イ)項に掲げる「5-1 省エネルギー対策等級」をいう。以下同じ。)

3 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準 (平成 21 年経済産業省・国土交通省告示 第 1 号) 又は住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針 (平成 21 年国土交通省告示 第 118 号) に適合。

4 熱交換型換気システムの有無については、顕熱交換効率が 65% 以上の設備を設置する場合に「有」とする。

5 温水配管に「断熱被覆が有るもの」を設置している場合のみ適用とする。

6 エネルギー消費効率 (熱効率) が 87% 以上の場合に適用とする。

(B) 冷房設備の一次エネルギー消費量

a 地域は冷房設備の設置はないものとする。

(C) 給湯設備の一次エネルギー消費量

| 給湯設備 | 節湯型機器の有無 ¹ | 太陽熱温水器の有無 ² | 一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年) |
|-----------------------------|-----------------------|------------------------|-----------------------------|
| 新築時に設備が設置されていない場合 | | | 30.5 |
| ガス瞬間式(従来型)給湯器 | 有 | 有 | 20.3 |
| | | 無 | 24.6 |
| | 無 | 有 | 25.7 |
| | | 無 | 30.0 |
| ガス瞬間式(潜熱回収型)給湯器 | 有 | 有 | 16.5 |
| | | 無 | 20.0 |
| | 無 | 有 | 20.8 |
| | | 無 | 24.3 |
| 石油瞬間貯湯式給湯器 | 有 | 有 | 21.3 |
| | | 無 | 25.8 |
| | 無 | 有 | 26.9 |
| | | 無 | 31.4 |
| 石油瞬間式(従来型)給湯器 | 有 | 有 | 20.7 |
| | | 無 | 25.0 |
| | 無 | 有 | 26.1 |
| | | 無 | 30.5 |
| 石油瞬間式(潜熱回収型)給湯器 | 有 | 有 | 16.7 |
| | | 無 | 20.2 |
| | 無 | 有 | 21.1 |
| | | 無 | 24.6 |
| 電気温水器(ヒーター式) | 有 | 有 | 52.7 |
| | | 無 | 63.8 |
| | 無 | 有 | 66.6 |
| | | 無 | 77.7 |
| 電気温水器(ヒートポンプ式) ³ | 有 | 無 | 23.1 |
| | 無 | 無 | 28.1 |

1 節湯型機器は、台所は「節湯 A」「節湯 B」「節湯 AB」のいずれかを採用、シャワーは「節湯 AB」を採用し、かつ小口径配管とした場合に適用とする。「節湯 A」とは手元止水機能(止水の容易な機構)を有する機器、「節湯 B」とは使用時の最適流量が現状一般的な機器に比べて小さい機器、「節湯 AB」とは両機能を有する機器をさす。「小口径配管」は、配管がヘッダー方式であり、給湯機にできるだけ近い地点においてヘッダーにより配管が分岐され、かつヘッダー分岐後の配管の内径が 13mm 以下のものをさす。

2 傾斜角 0~30 度以内、方位角南面±45 度以内、有効集熱面積 3m² 以上とした場合に適用とする。

3 温水暖房機能を有さないものであって、年間給湯効率(APF) 3.0 以上の場合に適用。APF は社団法人 日本冷凍空調工業会の JRA4050:2007R「家庭用ヒートポンプ給湯機」に基づいて算出されたものとする。

(D) 換気設備の一次エネルギー消費量

| 換気設備 | 一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年) |
|---|-----------------------------|
| ダクト式第一種換気システム | 9.6 |
| ダクト式第一種換気システム(DC モーターを採用) | 8.2 |
| ダクト式第二/三種換気システム | 5.5 |
| ダクト式第二/三種換気システム(DC モーターを採用) | 4.1 |
| 壁付け給排気型ファン | 9.6 |
| 壁付けファン(給気型パイプ用ファン/排気型パイプ用ファン) | 4.1 |
| 壁付けファン(給気型パイプ用ファン/排気型パイプ用ファン) (比消費電力 ¹ が 0.2W/(m ³ /h) 以下のものを採用) | 2.7 |

1 消費電力を送風量で除した値

(E) 照明設備の一次エネルギー消費量

照明設備の一次エネルギー消費量は (e-1) から (e-3) の一次エネルギー消費量を求め、下式により算出する。

(E) 照明設備の一次エネルギー消費量

$$\begin{aligned}
 &= (e-1) \text{ LDKの照明設備の一次エネルギー消費量} \\
 &+ (e-2) \text{ LDK以外の居室の照明設備の一次エネルギー消費量} \\
 &+ (e-3) \text{ 非居室の照明設備の一次エネルギー消費量}
 \end{aligned}$$

| | 照明設備 | 一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年) |
|-------------------|--|-----------------------------|
| (e-1) LDK | 新築時に設備が設置されていない場合 ¹ | 4.3 |
| | 白熱灯を使用している | 4.3 |
| | 白熱灯を使用していない | 3.6 |
| | 白熱灯を使用せずかつ調光を採用 ² している | 2.9 |
| (e-2) LDK以外の居室 | 新築時に設備が設置されていない場合 ¹ | 3.3 |
| | 白熱灯を使用している | 3.3 |
| | 白熱灯を使用していない | 3.1 |
| | 白熱灯を使用せずかつLDK以外のすべての居室で調光を採用 ² している | 2.3 |
| (e-3) 非居室 | 新築時に設備が設置されていない場合 ¹ | 4.0 |
| | 白熱灯を使用している | 4.0 |
| | 白熱灯を使用していない | 1.6 |
| | 白熱灯を使用せずかつ人感センサーまたは照度センサーを採用 ³ している | 1.5 |

1 いずれかの設備が設置されていなければ適用とする。

2 設備本体の機能による調光または設備本体とは別の機器による調光を、いずれかの設備で採用すれば適用とする。

3 非居室全体（玄関ポーチ含む）の複数の設備で人感センサーまたは照度センサーを採用すれば適用とする。

(F) 太陽光発電

| 暖房設備による区分 | 一次エネルギー発電量 (単位 ギガジュール毎年) | |
|--------------------------------------|-----------------------------|-----|
| | 設置容量 ¹ | |
| | 2kW | 3kW |
| 新築時に暖房機器が設置されていない場合又は住宅全体を連続的に暖房する場合 | 6.2 | 9.2 |

1 傾斜角 0～30 度以内、方位角南面±15 度以内の場合に適用とする。

(2) b地域の用途別一次エネルギー消費量

<一次エネルギー消費量の算出方法>

評価対象住宅の年間一次エネルギー消費量は、以下の(A)から(F)の値を求め、下式により算出する。

$$\begin{aligned} \text{評価対象住宅の年間一次エネルギー消費量} &= (\text{A}) \text{ 暖房設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ (\text{B}) \text{ 冷房設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ (\text{C}) \text{ 給湯設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ (\text{D}) \text{ 換気設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ (\text{E}) \text{ 照明設備の一次エネルギー消費量} \\ &- (\text{F}) [\text{太陽光発電設備等による発電電力} - (\text{売電} + \text{家電機器消費相当分})] \end{aligned}$$

(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量

暖房の一次エネルギー消費量は、断熱性能の区分に応じて、新築時に設備が設置されていない場合は(a-1)、住宅全体を連続的に暖房する場合は(a-2)より該当する暖房設備の一次エネルギー消費量を求め算出する。

- 新築時に設備が設置されていない場合 = (a-1) 欄の一次エネルギー消費量
- 住宅全体を連続的に暖房する場合 = (a-2) 欄の暖房設備の一次エネルギー消費量

| 暖房方式 | 暖房設備 | 一次エネルギー消費量(単位: ギガジュール毎年) | | | | | |
|-------------------------|--|---|-------|---|-------|---------------|------|
| | | 断熱性能の区分 | | | | | |
| | | 熱損失係数 [W/m ² K] ¹ | | | | | |
| | | (ア) 1.6 を超え 1.8 以下 [等級 3 ² を満たす] | | (ウ) 1.4 を超え 1.6 以下 [等級 4 ^{2,3} を満たす] | | (オ) 1.4 以下 | |
| | | 熱交換型換気システムの有無 ⁴ | | | | | |
| | | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 |
| (a-1) 新築時に設備が設置されていない場合 | | 88.0 | 68.9 | 81.8 | 62.3 | 60.2 | 40.3 |
| (a-2) 住宅全体を連続的に暖房する場合 | 石油温水式 ^ハ 床下 ^ニ エター ⁵ | 88.0 | 68.9 | 81.8 | 62.3 | 60.2 | 40.3 |
| | ガス温水式 ^ハ 床下 ^ニ エター ⁵ (瞬間式従来型給湯器) | 75.1 | 57.4 | 69.2 | 51.3 | 49.9 | 32.1 |
| | ガス温水式 ^ハ 床下 ^ニ エター ⁵ (潜熱回収型給湯器) ⁶ | 70.8 | 53.6 | 65.1 | 47.7 | 46.7 | 29.7 |
| | 電気温水式 ^ハ 床下 ^ニ エター ⁵ (ヒーター式) | 149.7 | 113.5 | 137.7 | 101.0 | 98.5 | 62.5 |
| | 電気温水式 ^ハ 床下 ^ニ エター ⁵ (ヒートポンプ式) ⁷ | 75.4 | 55.1 | 68.3 | 48.4 | 49.7 | 30.0 |
| | 電気蓄熱暖房機 | 155.2 | 117.4 | 142.9 | 104.6 | 102.1 | 64.7 |

1 参考仕様を別表に示す。

2 省エネルギー対策等級(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示1346号)別表1の(イ)項に掲げる「5-1 省エネルギー対策等級」をいう。以下同じ。)

3 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成21年経済産業省・国土交通省告示第1号)又は住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針(平成21年国土交通省告示第118号)に適合。

4 熱交換型換気システムの有無については、顕熱交換効率が65%以上の設備を設置する場合に「有」とする。

5 温水配管に「断熱被覆が有るもの」を設置している場合のみ適用とする。

6 エネルギー消費効率(熱効率)が87%以上の場合に適用とする。

7 温水暖房専用の電気ヒートポンプ式熱源機の場合に適用。給湯機能と温水暖房機能を有する電気温水器(ヒートポンプ式)の場合は適用しない。

(B) 冷房設備の一次エネルギー消費量

b地域は冷房設備の設置はないものとする。

(C) 給湯設備の一次エネルギー消費量

| 給湯設備 | 節湯型機器の有無 ¹ | 太陽熱温水器の有無 ² | 一次エネルギー消費量 (単位 キガジュール毎年) |
|-----------------------------|-----------------------|------------------------|-----------------------------|
| 新築時に設備が設置されていない場合 | | | 29.3 |
| ガス瞬間式(従来型)給湯器 | 有 | 有 | 19.5 |
| | | 無 | 24.0 |
| | 無 | 有 | 24.7 |
| | | 無 | 29.2 |
| ガス瞬間式(潜熱回収型)給湯器 | 有 | 有 | 15.9 |
| | | 無 | 19.6 |
| | 無 | 有 | 20.1 |
| | | 無 | 23.8 |
| 石油瞬間貯湯式給湯器 | 有 | 有 | 20.1 |
| | | 無 | 24.8 |
| | 無 | 有 | 25.5 |
| | | 無 | 30.2 |
| 石油瞬間式(従来型)給湯器 | 有 | 有 | 19.5 |
| | | 無 | 24.0 |
| | 無 | 有 | 24.7 |
| | | 無 | 29.3 |
| 石油瞬間式(潜熱回収型)給湯器 | 有 | 有 | 16.1 |
| | | 無 | 19.8 |
| | 無 | 有 | 20.3 |
| | | 無 | 24.1 |
| 電気温水器(ヒーター式) | 有 | 有 | 51.0 |
| | | 無 | 62.8 |
| | 無 | 有 | 64.6 |
| | | 無 | 76.5 |
| 電気温水器(ヒートポンプ式) ³ | 有 | 無 | 21.0 |
| | 無 | 無 | 25.6 |

- 1 節湯型機器は、台所は「節湯 A」「節湯 B」「節湯 AB」のいずれかを採用、シャワーは「節湯 AB」を採用し、かつ小口径配管とした場合に適用とする。「節湯 A」とは手元止水機能(止水の容易な機構)を有する機器、「節湯 B」とは使用時の最適流量が現状一般的な機器に比べて小さい機器、「節湯 AB」とは両機能を有する機器をさす。「小口径配管」は、配管がヘッダー方式であり、給湯機にできるだけ近い地点においてヘッダーにより配管が分岐され、かつヘッダー分岐後の配管の内径が 13mm 以下のものをさす。
- 2 傾斜角 0~30 度以内、方位角南面±45 度以内、有効集熱面積 3m² 以上とした場合に適用とする。
- 3 温水暖房機能を有さないものであって、年間給湯効率 (APF) 3.0 以上の場合に適用。APF は社団法人 日本冷凍空調工業会の JRA4050:2007R「家庭用ヒートポンプ給湯機」に基づいて算出されたものとする。

(D) 換気設備の一次エネルギー消費量

| 換気設備 | 一次エネルギー消費量 (単位 キガジュール毎年) |
|--|-----------------------------|
| ダクト式第一種換気システム | 9.6 |
| ダクト式第一種換気システム (DC モーターを採用) | 8.2 |
| ダクト式第二/三種換気システム | 5.5 |
| ダクト式第二/三種換気システム (DC モーターを採用) | 4.1 |
| 壁付け給排気型ファン | 9.6 |
| 壁付けファン (給気型パイプ用ファン / 排気型パイプ用ファン) | 4.1 |
| 壁付けファン (給気型パイプ用ファン / 排気型パイプ用ファン) (比消費電力 ¹ が 0.2W / (m ³ /h) 以下のものを採用) | 2.7 |

1 消費電力を送風量で除した値

(E) 照明設備の一次エネルギー消費量

照明設備の一次エネルギー消費量は (e-1) から (e-3) の一次エネルギー消費量を求め、下式により算出する。

(E) 照明設備の一次エネルギー消費量

$$\begin{aligned}
 &= (e-1) \text{ LDKの照明設備の一次エネルギー消費量} \\
 &+ (e-2) \text{ LDK以外の居室の照明設備の一次エネルギー消費量} \\
 &+ (e-3) \text{ 非居室の照明設備の一次エネルギー消費量}
 \end{aligned}$$

| | 照明設備 | 一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年) |
|-------------------|--|-----------------------------|
| (e-1) LDK | 新築時に設備が設置されていない場合 ¹ | 4.3 |
| | 白熱灯を使用している | 4.3 |
| | 白熱灯を使用していない | 3.6 |
| | 白熱灯を使用せずかつ調光を採用 ² している | 2.9 |
| (e-2) LDK以外の居室 | 新築時に設備が設置されていない場合 ¹ | 3.3 |
| | 白熱灯を使用している | 3.3 |
| | 白熱灯を使用していない | 3.1 |
| | 白熱灯を使用せずかつLDK以外のすべての居室で調光を採用 ² している | 2.3 |
| (e-3) 非居室 | 新築時に設備が設置されていない場合 ¹ | 4.0 |
| | 白熱灯を使用している | 4.0 |
| | 白熱灯を使用していない | 1.6 |
| | 白熱灯を使用せずかつ人感センサーまたは照度センサーを採用 ³ している | 1.5 |

1 いずれかの設備が設置されていなければ適用とする。

2 設備本体の機能による調光または設備本体とは別の機器による調光を、いずれかの設備で採用すれば適用とする。

3 非居室全体 (玄関ポーチ含む) の複数の設備で人感センサーまたは照度センサーを採用すれば適用とする。

(F) 太陽光発電

| 暖房設備による区分 | 一次エネルギー発電量 (単位 ギガジュール毎年) | |
|--------------------------------------|-----------------------------|-----|
| | 設置容量 ¹ | |
| | 2kW | 3kW |
| 新築時に暖房設備が設置されていない場合又は住宅全体を連続的に暖房する場合 | 6.2 | 9.2 |

1 傾斜角 0 ~ 30 度以内、方位角南面±15 度以内の場合に適用とする。

(3) 地域の用途別一次エネルギー消費量

< 一次エネルギー消費量の算出方法 >

評価対象住宅の年間一次エネルギー消費量は、以下の(A)から(F)の値を求め、下式により算出する。

$$\begin{aligned} \text{評価対象住宅の年間一次エネルギー消費量} &= (\text{A}) \text{ 暖房設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ (\text{B}) \text{ 冷房設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ (\text{C}) \text{ 給湯設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ (\text{D}) \text{ 換気設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ (\text{E}) \text{ 照明設備の一次エネルギー消費量} \\ &- (\text{F}) [\text{太陽光発電設備等による発電電力} - (\text{売電} + \text{家電機器消費相当分})] \end{aligned}$$

(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量

暖房の一次エネルギー消費量は、断熱性能の区分に応じて、新築時に設備が設置されていない場合は(a-1)、住宅全体または全居室を連続的に暖房する場合は(a-2)、居室を間欠的に暖房する場合は(a-3-1)及び(a-3-2)より該当する設備の一次エネルギー消費量を求め、下式により算出する。

- 新築時に設備が設置されていない場合 = (a-1) 欄の一次エネルギー消費量
- 住宅全体または全居室を連続的に暖房する場合 = (a-2) 欄の暖房設備の一次エネルギー消費量
- 居室を間欠的に暖房する場合 = (a-3-1) 欄のLDKの暖房設備の一次エネルギー消費量 + (a-3-2) 欄のその他居室の暖房設備の一次エネルギー消費量

| 暖房方式 | 暖房設備 | 一次エネルギー消費量 (単位: ギガジュール毎年) | | | | | | | | | |
|-----------------------------|--|--|-------|------------------------|-------|--|------|------------------------|------|--------------|------|
| | | 断熱性能の区分 熱損失係数 [W/m ² K] ¹ | | | | | | | | | |
| | | (ア) 2.4を超え 2.7以下 [等級3 ² を満たす] | | (イ) 1.9を超え 2.4以下 | | (ウ) 1.6を超え 1.9以下 [等級4 ^{2,3} を満たす] | | (エ) 1.4を超え 1.6以下 | | (オ) 1.4以下 | |
| | | 熱交換型換気システムの有無 ⁴ | | | | | | | | | |
| | | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 |
| (a-1) 新築時に設備が設置されていない場合 | | 35.2 | 31.7 | 31.6 | 27.5 | 25.6 | 20.7 | 19.1 | 14.0 | 14.8 | 9.5 |
| (a-2) 住宅全体または全居室を連続的に暖房する場合 | ヒートポンプ式 セントラル空調システム ⁵ | 84.0 | 73.7 | 75.1 | 64.1 | 60.2 | 48.1 | 46.0 | 33.3 | 36.5 | 23.4 |
| | 石油温水式バリエーター ⁶ | 89.6 | 79.1 | 81.3 | 69.8 | 67.4 | 54.3 | 50.9 | 37.3 | 39.8 | 26.0 |
| | 電気温水式バリエーター ⁶ (ヒートポンプ式) ⁷ | 77.3 | 66.8 | 67.2 | 56.3 | 50.3 | 38.9 | 36.6 | 25.2 | 27.5 | 16.0 |
| | 電気蓄熱暖房機 (蓄熱効率90%以上) | 152.8 | 132.8 | 137.0 | 115.5 | 110.6 | 86.6 | 81.5 | 57.7 | 62.1 | 38.4 |
| (a-3-1) LDKを間欠的に暖房する場合 | 新築時に設備が設置されていない場合 | 26.6 | 24.0 | 23.9 | 20.9 | 19.3 | 15.9 | 14.4 | 10.7 | 11.2 | 7.3 |
| | ルミアコンデショナー | 28.1 | 25.7 | 25.6 | 23.0 | 21.5 | 18.4 | 16.9 | 13.2 | 13.8 | 9.7 |
| | ルミアコンデショナー(高効率型) ⁸ | 21.1 | 19.3 | 19.3 | 17.3 | 16.2 | 13.9 | 12.7 | 9.9 | 10.4 | 7.3 |
| | FF式暖房設備 | 26.6 | 24.0 | 23.9 | 20.9 | 19.3 | 15.9 | 14.4 | 10.7 | 11.2 | 7.3 |
| | 電気温水式床暖房 ⁹ (ヒートポンプ式) ⁷ | 30.6 | 27.0 | 27.0 | 23.2 | 21.0 | 17.0 | 15.5 | 11.3 | 11.8 | 7.5 |
| 電気ヒーター式床暖房 ¹⁰ | 60.0 | 53.9 | 53.6 | 46.8 | 42.9 | 35.0 | 31.8 | 23.4 | 24.4 | 15.6 | |
| (a-3-2) その他居室を間欠的に暖房する場合 | 新築時に設備が設置されていない場合 | 8.6 | 7.7 | 7.7 | 6.6 | 6.3 | 4.8 | 4.7 | 3.3 | 3.6 | 2.2 |
| | ルミアコンデショナー(高効率型) ¹¹ | 5.6 | 5.2 | 5.2 | 4.6 | 4.5 | 3.6 | 3.5 | 2.7 | 2.9 | 2.0 |
| | FF式暖房設備 | 8.6 | 7.7 | 7.7 | 6.6 | 6.3 | 4.8 | 4.7 | 3.3 | 3.6 | 2.2 |

(B) 冷房設備の一次エネルギー消費量

冷房の一次エネルギー消費量は、断熱性能の区分に応じて、新築時に設備が設置されていない場合は (b - 1)、住宅全体を連続的に冷房する場合は (b - 2)、居室を間欠的に冷房する場合は (b - 3 - 1) 及び (b - 3 - 2) より該当する設備の一次エネルギー消費量を求め、下式により算出する。

- 新築時に設備が設置されていない場合 = (b - 1) 欄の一次エネルギー消費量
- 住宅全体を連続的に冷房する場合 = (b - 2) 欄の冷房設備の一次エネルギー消費量
- 居室を間欠的に冷房する場合 = (b - 3 - 1) 欄のLDKの冷房設備の一次エネルギー消費量
+ (b - 3 - 2) 欄のその他居室の冷房設備の一次エネルギー消費量

| 冷房方式 | 冷房設備 | 一次エネルギー消費量 (単位: ギガジュール毎年) | | | | | | | | | |
|------------------------------|--------------------------------------|--|-----|------------------------|-----|--|-----|------------------------|-----|--------------|-----|
| | | 断熱性能の区分 熱損失係数 [W/m ² K] ¹ | | | | | | | | | |
| | | (ア) 2.4を超え 2.7以下 [等級3 ² を満たす] | | (イ) 1.9を超え 2.4以下 | | (ウ) 1.6を超え 1.9以下 [等級4 ^{2,3} を満たす] | | (エ) 1.4を超え 1.6以下 | | (オ) 1.4以下 | |
| | | 通風の確保の有無 ¹² | | | | | | | | | |
| | | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 |
| (b - 1) 新築時に設備が設置されていない場合 | | 1.5 | 1.1 | 1.6 | 1.1 | 1.7 | 1.1 | 1.9 | 1.2 | 2.0 | 1.2 |
| (b - 2) 住宅全体を連続的に冷房する場合 | ヒートポンプ式 セントラル空調システム ¹³ | 5.5 | | 5.8 | | 6.2 | | 6.6 | | 6.8 | |
| (b - 3 - 1) LDKを間欠的に冷房する場合 | 新築時に設備が設置されていない場合 | 1.2 | 0.9 | 1.3 | 0.9 | 1.4 | 0.9 | 1.5 | 1.0 | 1.6 | 1.0 |
| | ルームエアコン・イシヨ- | 1.2 | 0.9 | 1.3 | 0.9 | 1.4 | 0.9 | 1.5 | 1.0 | 1.6 | 1.0 |
| | ルームエアコン・イシヨ-(高効率型) ¹⁴ | 0.9 | 0.7 | 1.0 | 0.7 | 1.1 | 0.7 | 1.2 | 0.8 | 1.2 | 0.8 |
| (b - 3 - 2) その他居室を間欠的に冷房する場合 | 新築時に設備が設置されていない場合 | 0.3 | 0.2 | 0.3 | 0.2 | 0.3 | 0.2 | 0.4 | 0.2 | 0.4 | 0.2 |
| | ルームエアコン・イシヨ-(高効率型) ¹⁵ | 0.3 | 0.2 | 0.3 | 0.2 | 0.4 | 0.2 | 0.4 | 0.2 | 0.4 | 0.2 |

1 参考仕様を別表に示す。

2 省エネルギー対策等級 (日本住宅性能表示基準 (平成 13 年国土交通省告示 1346 号) 別表 1 の(イ)項に掲げる「5 - 1 省エネルギー対策等級」をいう。以下同じ。)

3 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準 (平成 21 年経済産業省・国土交通省告示 第 1 号)又は住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針 (平成 21 年国土交通省告示第 118 号)に適合。

4 熱交換型換気システムの有無については、顕熱交換効率が 65%以上の設備を設置する場合に「有」とする。

5 エネルギー消費効率 (暖房能力 (kW) を暖房消費電力 (kW) で除した数値) が 3.0 以上の場合に適用とする。

6 温水配管に「断熱被覆が有るもの」を設置している場合のみ適用とする。

7 温水暖房専用の電気ヒートポンプ式熱源機の場合に適用。給湯機能と温水暖房機能を有する電気温水器 (ヒートポンプ式) の場合は適用しない。

8 エネルギー消費効率 (暖房能力 (kW) を暖房消費電力 (kW) で除した数値) が 4.6 以上の場合に適用とする。

9 床暖房の敷設率が 75%以上、配管は「断熱被覆が有るもの」を設置し、床の上面放熱率が 90%以上の場合に適用とする。

10 床暖房の敷設率が 75%以上、床の上面放熱率が 90%以上の場合に適用とする

11 エネルギー消費効率 (暖房能力 (kW) を暖房消費電力 (kW) で除した数値) が 5.9 以上の場合に適用とする。

12 通風の確保の有無については、(b - 2) 及び (b - 3) の区分ごとに判断するものとし、それぞれの居室が以下の 又は に該当する場合には、「有」を適用できるものとする。ただし (b - 3) については、その他居室のうち冷房設備エネルギー消費量の算定・評価の対象とする居室における通風の確保の有無を判断する。

居室の方位の異なる壁面 (屋根面を含む。) 二面に面積比 (対象居室の床面積に対する開口部の開放可能な部分の面積の比。同一の壁面上に複数の開口がある場合は合算可。以下同じ) 1/35 以上の外部に面する開放可能な開口部がそれぞれ設置されている。次の全てに該当すること

イ 居室の壁面一面に面積比 1/20 以上の外部に面する開放可能な開口部が設置されている。

ロ 当該居室の隣室 (廊下等の非居室を含む。) に面積比 1/20 以上の外部に面する開放可能な開口部が居室の開口部と異なる方位で設置されている。

ハ 当該居室と当該居室の隣室の間に面積比 1/50 以上の欄間等の開口部が設置されている。

13 エネルギー消費効率 (冷房能力 (kW) を冷房消費電力 (kW) で除した数値) が 3.0 以上に適用とする。

14 エネルギー消費効率 (冷房能力 (kW) を冷房消費電力 (kW) で除した数値) が 3.7 以上の場合に適用とする。

15 エネルギー消費効率 (冷房能力 (kW) を冷房消費電力 (kW) で除した数値) が 5.4 以上の場合に適用とする。

(C) 給湯設備の一次エネルギー消費量

| 給湯設備 | 節湯型機器の有無 ¹ | 太陽熱温水器の有無 ² | 一次エネルギー消費量 (単位: ギガジュール毎年) |
|-----------------------------|-----------------------|------------------------|------------------------------|
| 新築時に設備が設置されていない場合 | | | 26.5 |
| ガス瞬間式(従来型)給湯器 | 有 | 有 | 17.7 |
| | | 無 | 22.2 |
| | 無 | 有 | 22.5 |
| | | 無 | 27.1 |
| ガス瞬間式(潜熱回収型)給湯器 | 有 | 有 | 14.6 |
| | | 無 | 18.3 |
| | 無 | 有 | 18.6 |
| | | 無 | 22.3 |
| 石油瞬間貯湯式給湯器 | 有 | 有 | 17.9 |
| | | 無 | 22.5 |
| | 無 | 有 | 22.8 |
| | | 無 | 27.3 |
| 石油瞬間式(従来型)給湯器 | 有 | 有 | 17.4 |
| | | 無 | 21.8 |
| | 無 | 有 | 22.1 |
| | | 無 | 26.5 |
| 石油瞬間式(潜熱回収型)給湯器 | 有 | 有 | 14.7 |
| | | 無 | 18.4 |
| | 無 | 有 | 18.7 |
| | | 無 | 22.4 |
| 電気温水器(ヒーター式) | 有 | 有 | 47.0 |
| | | 無 | 59.0 |
| | 無 | 有 | 59.8 |
| | | 無 | 71.8 |
| 電気温水器(ヒートポンプ式) ³ | 有 | 無 | 18.4 |
| | 無 | | 22.4 |

1 節湯型機器は、台所は「節湯 A」「節湯 B」「節湯 AB」のいずれかを採用、シャワーは「節湯 AB」を採用し、かつ小口径配管とした場合に適用とする。「節湯 A」とは手元止水機能(止水の容易な機構)を有する機器、「節湯 B」とは使用時の最適流量が現状一般的な機器に比べて小さい機器、「節湯 AB」とは両機能を有する機器をさす。「小口径配管」は、配管がヘッダー方式であり、給湯機にできるだけ近い地点においてヘッダーにより配管が分岐され、かつヘッダー分岐後の配管の内径が13mm以下のものをさす。

2 傾斜角0~30度以内、方位角南面±45度以内、有効集熱面積3m²以上とした場合に適用とする。

3 温水暖房機能を有さないものであって、年間給湯効率(APF)3.0以上の場合に適用。APFは社団法人日本冷凍空調工業会のJRA4050:2007R「家庭用ヒートポンプ給湯機」に基づいて算出されたものとする。

(D) 換気設備の一次エネルギー消費量

| 換気設備 | 一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年) |
|--|-----------------------------|
| ダクト式第一種換気システム | 9.6 |
| ダクト式第一種換気システム (DC モーターを採用) | 8.2 |
| ダクト式第二/三種換気システム | 5.5 |
| ダクト式第二/三種換気システム (DC モーターを採用) | 4.1 |
| 壁付け給排気型ファン | 9.6 |
| 壁付けファン (給気型パイプ用ファン / 排気型パイプ用ファン) | 4.1 |
| 壁付けファン (給気型パイプ用ファン / 排気型パイプ用ファン) (比消費電力 ¹ が 0.2W / (m ³ /h) 以下のものを採用) | 2.7 |

¹ 消費電力を送風量で除した値

(E) 照明設備の一次エネルギー消費量

照明設備の一次エネルギー消費量は (e-1) から (e-3) の一次エネルギー消費量を求め、下式により算出する。

(E) 照明設備の一次エネルギー消費量

$$\begin{aligned}
 &= (e-1) \text{ LDK の照明設備の一次エネルギー消費量} \\
 &+ (e-2) \text{ LDK 以外の居室の照明設備の一次エネルギー消費量} \\
 &+ (e-3) \text{ 非居室の照明設備の一次エネルギー消費量}
 \end{aligned}$$

| | 照明設備 | 一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年) |
|--------------------|--|-----------------------------|
| (e-1) LDK | 新築時に設備が設置されていない場合 ¹ | 4.3 |
| | 白熱灯を使用している | 4.3 |
| | 白熱灯を使用していない | 3.6 |
| | 白熱灯を使用せずかつ調光を採用 ² している | 2.9 |
| (e-2) LDK 以外の居室 | 新築時に設備が設置されていない場合 ¹ | 3.3 |
| | 白熱灯を使用している | 3.3 |
| | 白熱灯を使用していない | 3.1 |
| | 白熱灯を使用せずかつ LDK 以外のすべての居室で調光を採用 ² している | 2.3 |
| (e-3) 非居室 | 新築時に設備が設置されていない場合 ¹ | 4.0 |
| | 白熱灯を使用している | 4.0 |
| | 白熱灯を使用していない | 1.6 |
| | 白熱灯を使用せずかつ人感センサーまたは照度センサーを採用 ³ している | 1.5 |

¹ いずれかの設備が設置されていなければ適用とする。

² 設備本体の機能による調光または設備本体とは別の機器による調光を、いずれかの設備で採用すれば適用とする。

³ 非居室全体 (玄関ポーチ含む) の複数の設備で人感センサーまたは照度センサーを採用すれば適用とする。

(F) 太陽光発電

| 暖房設備による区分 | 一次エネルギー発電量 (単位 ギガジュール毎年) | |
|------------------------------------|-----------------------------|-----|
| | 設置容量 ¹ | |
| | 2kW | 3kW |
| 新築時に暖房設備が設置されていない場合又は居室を間欠的に暖房する場合 | 5.0 | 7.5 |
| 住宅全体又は全居室を連続的に暖房する場合 | 5.8 | 8.7 |

¹ 傾斜角 0 ~ 30 度以内、方位角南面 ± 15 度以内の場合に適用とする。

(4) 地域の用途別一次エネルギー消費量

<一次エネルギー消費量の算出方法>

評価対象住宅の年間一次エネルギー消費量は、以下の(A)から(F)の値を求め、下式により算出する。

$$\begin{aligned} \text{評価対象住宅の年間一次エネルギー消費量} &= (\text{A}) \text{ 暖房設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ (\text{B}) \text{ 冷房設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ (\text{C}) \text{ 給湯設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ (\text{D}) \text{ 換気設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ (\text{E}) \text{ 照明設備の一次エネルギー消費量} \\ &- (\text{F}) [\text{太陽光発電設備等による発電電力} - (\text{売電} + \text{家電機器消費相当分})] \end{aligned}$$

(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量

暖房の一次エネルギー消費量は、断熱性能の区分に応じて、新築時に設備が設置されていない場合は(a-1)、住宅全体または全居室を連続的に暖房する場合は(a-2)、居室を間欠的に暖房する場合は(a-3-1)及び(a-3-2)より該当する設備の一次エネルギー消費量を求め、下式により算出する。

- 新築時に設備が設置されていない場合 = (a-1) 欄の一次エネルギー消費量
- 住宅全体または全居室を連続的に暖房する場合 = (a-2) 欄の暖房設備の一次エネルギー消費量
- 居室を間欠的に暖房する場合 = (a-3-1) 欄のLDKの暖房設備の一次エネルギー消費量 + (a-3-2) 欄のその他居室の暖房設備の一次エネルギー消費量

| 暖房方式 | 暖房設備 | 一次エネルギー消費量 (単位: ギガジュール毎年) | | | | | | | | | |
|-----------------------------|--|--|-------|------------------------|-------|--|------|------------------------|------|--------------|------|
| | | 断熱性能の区分 熱損失係数 [W/m ² K] ¹ | | | | | | | | | |
| | | (ア) 2.7を超え 3.3以下 [等級3 ² を満たす] | | (イ) 2.4を超え 2.7以下 | | (ウ) 2.1を超え 2.4以下 [等級4 ^{2,3} を満たす] | | (エ) 1.9を超え 2.1以下 | | (オ) 1.9以下 | |
| | | 熱交換型換気システムの有無 ⁴ | | | | | | | | | |
| | | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 |
| (a-1) 新築時に設備が設置されていない場合 | | 34.3 | 31.2 | 28.2 | 24.7 | 25.2 | 21.4 | 18.7 | 14.8 | 14.3 | 10.4 |
| (a-2) 住宅全体または全居室を連続的に暖房する場合 | ヒートポンプ式セントラル空調システム ⁵ | 85.7 | 76.1 | 70.0 | 60.2 | 62.2 | 52.3 | 49.5 | 39.1 | 41.0 | 30.4 |
| | 石油温水式 ⁶ 床下給湯器 ⁶ | 92.1 | 82.5 | 77.4 | 66.6 | 70.1 | 58.7 | 54.0 | 42.2 | 43.3 | 31.1 |
| | ガス温水式 ⁶ 床下給湯器 ⁶ (瞬間式従来型給湯器) | 78.8 | 70.1 | 65.6 | 56.0 | 59.0 | 48.9 | 45.0 | 34.6 | 35.7 | 25.0 |
| | ガス温水式 ⁶ 床下給湯器 ⁶ (潜熱回収型給湯器) ⁹ | 75.0 | 66.6 | 62.2 | 53.1 | 55.9 | 46.3 | 42.6 | 32.6 | 33.7 | 23.5 |
| | 電気蓄熱暖房機 (蓄熱効率90%以上) | 159.4 | 141.5 | 132.4 | 112.5 | 118.9 | 98.0 | 90.3 | 68.8 | 71.2 | 49.3 |
| (a-3-1) LDKを間欠的に暖房する場合 | 新築時に設備が設置されていない場合 | 26.2 | 23.9 | 21.6 | 19.0 | 19.3 | 16.5 | 14.4 | 11.5 | 11.1 | 8.2 |
| | ルームエアコン ⁷ イソナー | 27.7 | 25.6 | 23.5 | 21.0 | 21.4 | 18.6 | 16.4 | 13.5 | 13.0 | 10.1 |
| | ルームエアコン ⁷ イソナー(高効率型) ⁷ | 20.8 | 19.2 | 17.6 | 15.7 | 16.1 | 14.0 | 12.3 | 10.2 | 9.8 | 7.6 |
| | FF式暖房設備 | 26.2 | 23.9 | 21.6 | 19.0 | 19.3 | 16.5 | 14.4 | 11.5 | 11.1 | 8.2 |
| | ガス温水式床暖房 ⁸ (瞬間式従来型給湯器) | 32.8 | 29.8 | 26.9 | 23.4 | 23.9 | 20.2 | 17.7 | 14.1 | 13.6 | 10.1 |
| | ガス温水式床暖房 ⁸ (潜熱回収型給湯器) ⁹ | 31.3 | 28.4 | 25.6 | 22.3 | 22.7 | 19.2 | 16.8 | 13.4 | 12.9 | 9.5 |
| | 電気温水式床暖房 ⁸ (ヒートポンプ式) ¹⁰ | 31.2 | 28.2 | 25.1 | 21.7 | 22.0 | 18.5 | 16.4 | 12.9 | 12.6 | 9.2 |
| | 電気ヒーター式床暖房 ¹¹ | 59.3 | 54.1 | 48.7 | 42.6 | 43.4 | 36.8 | 32.1 | 25.6 | 24.6 | 18.1 |
| (a-3-2) その他居室を間欠的に暖房する場合 | 新築時に設備が設置されていない場合 | 8.1 | 7.3 | 6.6 | 5.7 | 5.9 | 4.9 | 4.3 | 3.3 | 3.2 | 2.2 |
| | ルームエアコン ⁷ イソナー(高効率型) ¹² | 5.4 | 4.9 | 4.5 | 4.0 | 4.1 | 3.6 | 3.1 | 2.6 | 2.5 | 1.9 |
| | FF式暖房設備 | 8.1 | 7.3 | 6.6 | 5.7 | 5.9 | 4.9 | 4.3 | 3.3 | 3.2 | 2.2 |

(B) 冷房設備の一次エネルギー消費量

冷房の一次エネルギー消費量は、断熱性能の区分に応じて、新築時に設備が設置されていない場合は (b - 1)、住宅全体を連続的に冷房する場合は (b - 2)、居室を間欠的に冷房する場合は (b - 3 - 1) 及び (b - 3 - 2) より該当する設備の一次エネルギー消費量を求め、下式により算出する。

- 新築時に設備が設置されていない場合 = (b - 1) 欄の一次エネルギー消費量
- 住宅全体を連続的に冷房する場合 = (b - 2) 欄の冷房設備の一次エネルギー消費量
- 居室を間欠的に冷房する場合 = (b - 3 - 1) 欄のLDKの冷房設備の一次エネルギー消費量
+ (b - 3 - 2) 欄のその他居室の冷房設備の一次エネルギー消費量

| 冷房方式 | 冷房設備 | 一次エネルギー消費量 (単位: ギガジュール毎年) | | | | | | | | | |
|------------------------------|--|--|-----|--------------------------|-----|---|-----|--------------------------|-----|---------------|-----|
| | | 断熱性能の区分 | | | | | | | | | |
| | | 熱損失係数 [W/m ² K] ¹ | | | | | | | | | |
| | | (ア) 2.7 を超え 3.3 以下 [等級3 ² を満たす] | | (イ) 2.4 を超え 2.7 以下 | | (ウ) 2.1 を超え 2.4 以下 [等級4 ^{2, 3} を満たす] | | (エ) 1.9 を超え 2.1 以下 | | (オ) 1.9 以下 | |
| 通風の確保の有無 ¹³ | | | | | | | | | | | |
| | | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 |
| (b - 1) 新築時に設備が設置されていない場合 | | 2.4 | 2 | 2.6 | 2.2 | 2.6 | 2.2 | 2.8 | 2.3 | 2.9 | 2.4 |
| (b - 2) 住宅全体を連続的に冷房する場合 | ヒートポンプ式 セントラル空調システム ¹⁴ | 9.2 | | 9.6 | | 9.8 | | 10.2 | | 10.5 | |
| (b - 3 - 1) LDKを間欠的に冷房する場合 | 新築時に設備が設置されていない場合 | 2.0 | 1.7 | 2.1 | 1.8 | 2.1 | 1.8 | 2.2 | 1.9 | 2.3 | 2.0 |
| | ルムエアコン ⁵ イソナ- | 2.0 | 1.7 | 2.1 | 1.8 | 2.1 | 1.8 | 2.2 | 1.9 | 2.3 | 2.0 |
| | ルムエアコン ⁵ イソナ-(高効率型) ¹⁵ | 1.5 | 1.3 | 1.6 | 1.4 | 1.6 | 1.4 | 1.7 | 1.5 | 1.8 | 1.5 |
| (b - 3 - 2) その他居室を間欠的に冷房する場合 | 新築時に設備が設置されていない場合 | 0.4 | 0.3 | 0.5 | 0.4 | 0.5 | 0.4 | 0.6 | 0.4 | 0.6 | 0.4 |
| | ルムエアコン ⁵ イソナ-(高効率型) ¹⁶ | 0.5 | 0.4 | 0.5 | 0.4 | 0.5 | 0.4 | 0.6 | 0.4 | 0.6 | 0.5 |

1 参考仕様を別表に示す。

2 省エネルギー対策等級 (日本住宅性能表示基準 (平成 13 年国土交通省告示 1346 号) 別表 1 の(イ)項に掲げる「5 - 1 省エネルギー対策等級」をいう。以下同じ。)

3 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準 (平成 21 年経済産業省・国土交通省告示 第 1 号) 又は住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針 (平成 21 年国土交通省告示 第 118 号) に適合。

4 熱交換型換気システムの有無については、顕熱交換効率が 65% 以上の設備を設置する場合に「有」とする。

5 エネルギー消費効率 (暖房能力 (kW) を暖房消費電力 (kW) で除した数値) が 3.0 以上の場合に適用とする。

6 温水配管に「断熱被覆が有るもの」を設置している場合のみ適用とする。

7 エネルギー消費効率 (暖房能力 (kW) を暖房消費電力 (kW) で除した数値) が 4.6 以上の場合に適用とする。

8 床暖房の敷設率が 75% 以上、配管は「断熱被覆が有るもの」を設置し、床の上面放熱率が 90% 以上の場合に適用とする。

9 エネルギー消費効率 (熱効率) が 87% 以上の場合に適用とする。

10 温水暖房専用の電気ヒートポンプ式熱源機の場合に適用。給湯機能と温水暖房機能を有する電気温水器 (ヒートポンプ式) の場合は適用しない。

11 床暖房の敷設率が 75% 以上、床の上面放熱率が 90% 以上の場合に適用とする。

12 エネルギー消費効率 (暖房能力 (kW) を暖房消費電力 (kW) で除した数値) が 5.9 以上の場合に適用とする。

13 通風の確保の有無については、(b - 2) 及び (b - 3) の区分ごとに判断するものとし、それぞれの居室が以下の 又は に該当する場合に、「有」を適用できるものとする。ただし (b - 3) については、その他居室のうち冷房設備エネルギー消費量の算定・評価の対象とする居室における通風の確保の有無を判断する。

居室の方位の異なる壁面 (屋根面を含む。以下同じ。) 二面に面積比 (対象居室の床面積に対する開口部の開放可能な部分の面積の比。同一の壁面上に複数の開口がある場合は合算可。以下同じ) 1/35 以上の外部に面する開放可能な開口部がそれぞれ設置されている。

次の全てに該当すること

イ 居室の壁面一面に面積比 1/20 以上の外部に面する開放可能な開口部が設置されている。

ロ 当該居室の隣室 (廊下等の非居室を含む。) に面積比 1/20 以上の外部に面する開放可能な開口部が居室の開口部と異なる方位で設置されている。

ハ 当該居室と当該居室の隣室の間に面積比 1/50 以上の欄間等の開口部が設置されている。

14 エネルギー消費効率 (冷房能力 (kW) を冷房消費電力 (kW) で除した数値) が 3.0 以上に適用とする。

15 エネルギー消費効率 (冷房能力 (kW) を冷房消費電力 (kW) で除した数値) が 3.7 以上の場合に適用とする。

16 エネルギー消費効率 (冷房能力 (kW) を冷房消費電力 (kW) で除した数値) が 5.4 以上の場合に適用とする。

(C) 給湯設備の一次エネルギー消費量

| 給湯設備 | 節湯型機器の有無 ¹ | 太陽熱温水器の有無 ² | 一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年) |
|-----------------------------|-----------------------|------------------------|-----------------------------|
| 新築時に設備が設置されていない場合 | | | 26.3 |
| ガス瞬間式(従来型)給湯器 | 有 | 有 | 16.7 |
| | | 無 | 21.6 |
| | 無 | 有 | 21.3 |
| | | 無 | 26.3 |
| ガス瞬間式(潜熱回収型)給湯器 | 有 | 有 | 13.8 |
| | | 無 | 17.8 |
| | 無 | 有 | 17.6 |
| | | 無 | 21.7 |
| 石油瞬間貯湯式給湯器 | 有 | 有 | 16.6 |
| | | 無 | 21.4 |
| | 無 | 有 | 21.2 |
| | | 無 | 26.1 |
| 石油瞬間式(従来型)給湯器 | 有 | 有 | 16.2 |
| | | 無 | 21.0 |
| | 無 | 有 | 20.7 |
| | | 無 | 25.5 |
| 石油瞬間式(潜熱回収型)給湯器 | 有 | 有 | 13.8 |
| | | 無 | 17.9 |
| | 無 | 有 | 17.7 |
| | | 無 | 21.8 |
| 電気温水器(ヒーター式) | 有 | 有 | 44.1 |
| | | 無 | 57.1 |
| | 無 | 有 | 56.5 |
| | | 無 | 69.5 |
| 電気温水器(ヒートポンプ式) ³ | 有 | 無 | 17.4 |
| | 無 | 無 | 21.2 |

1 節湯型機器は、台所は「節湯 A」「節湯 B」「節湯 AB」のいずれかを採用、シャワーは「節湯 AB」を採用し、かつ小口径配管とした場合に適用とする。「節湯 A」とは手元止水機能(止水の容易な機構)を有する機器、「節湯 B」とは使用時の最適流量が現状一般的な機器に比べて小さい機器、「節湯 AB」とは両機能を有する機器をさす。「小口径配管」は、配管がヘッダー方式であり、給湯機にできるだけ近い地点においてヘッダーにより配管が分岐され、かつヘッダー分岐後の配管の内径が13mm以下のものをさす。

2 傾斜角0~30度以内、方位角南面±45度以内、有効集熱面積3m²以上とした場合に適用とする。

3 温水暖房機能を有さないものであって、年間給湯効率(APF)3.0以上の場合に適用。APFは社団法人日本冷凍空調工業会のJRA4050:2007R「家庭用ヒートポンプ給湯機」に基づいて算出されたものとする。

(D) 換気設備の一次エネルギー消費量

| 換気設備 | 一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年) |
|---|-----------------------------|
| ダクト式第一種換気システム | 9.6 |
| ダクト式第一種換気システム(DCモーターを採用) | 8.2 |
| ダクト式第二/三種換気システム | 5.5 |
| ダクト式第二/三種換気システム(DCモーターを採用) | 4.1 |
| 壁付け給排気型ファン | 9.6 |
| 壁付けファン(給気型パイプ用ファン/排気型パイプ用ファン) | 4.1 |
| 壁付けファン(給気型パイプ用ファン/排気型パイプ用ファン) (比消費電力 ¹ が0.2W/(m ³ /h)以下のものを採用) | 2.7 |

1 消費電力を送風量で除した値

一次エネルギー消費量算定シート (地域)

(E) 照明設備の一次エネルギー消費量

照明設備の一次エネルギー消費量は (e-1) から (e-3) の一次エネルギー消費量を求め、下式により算出する。

(E) 照明設備の一次エネルギー消費量

$$\begin{aligned}
 &= (e-1) \text{ LDKの照明設備の一次エネルギー消費量} \\
 &+ (e-2) \text{ LDK以外の居室の照明設備の一次エネルギー消費量} \\
 &+ (e-3) \text{ 非居室の照明設備の一次エネルギー消費量}
 \end{aligned}$$

| | 照明設備 | 一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年) |
|-------------------|--|-----------------------------|
| (e-1) LDK | 新築時に設備が設置されていない場合 ¹ | 4.3 |
| | 白熱灯を使用している | 4.3 |
| | 白熱灯を使用していない | 3.6 |
| | 白熱灯を使用せずかつ調光を採用 ² している | 2.9 |
| (e-2) LDK以外の居室 | 新築時に設備が設置されていない場合 ¹ | 3.3 |
| | 白熱灯を使用している | 3.3 |
| | 白熱灯を使用していない | 3.1 |
| | 白熱灯を使用せずかつLDK以外のすべての居室で調光を採用 ² している | 2.3 |
| (e-3) 非居室 | 新築時に設備が設置されていない場合 ¹ | 4.0 |
| | 白熱灯を使用している | 4.0 |
| | 白熱灯を使用していない | 1.6 |
| | 白熱灯を使用せずかつ人感センサーまたは照度センサーを採用 ³ している | 1.5 |

1 いずれかの設備が設置されていなければ適用とする。

2 設備本体の機能による調光または設備本体とは別の機器による調光を、いずれかの設備で採用すれば適用とする。

3 非居室全体 (玄関ポーチ含む) のい複数の設備で人感センサーまたは照度センサーを採用すれば適用とする。

(F) 太陽光発電

| 暖房設備による区分 | 一次エネルギー発電量 (単位 ギガジュール毎年) | |
|------------------------------------|-----------------------------|------|
| | 設置容量 ¹ | |
| | 2kW | 3kW |
| 新築時に暖房設備が設置されていない場合又は居室を間欠的に暖房する場合 | 5.6 | 8.5 |
| 住宅全体又は全居室を連続的に暖房する場合 | 6.7 | 10.0 |

1 傾斜角 0~30 度以内、方位角南面±15 度以内の場合に適用とする。

(5) a地域の用途別一次エネルギー消費量

<一次エネルギー消費量の算出方法>

評価対象住宅の年間一次エネルギー消費量は、以下の(A)から(F)の値を求め、下式により算出する。

$$\begin{aligned} \text{評価対象住宅の年間一次エネルギー消費量} &= (\text{A}) \text{ 暖房設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ (\text{B}) \text{ 冷房設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ (\text{C}) \text{ 給湯設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ (\text{D}) \text{ 換気設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ (\text{E}) \text{ 照明設備の一次エネルギー消費量} \\ &- (\text{F}) [\text{太陽光発電設備等による発電電力} - (\text{売電} + \text{家電機器消費相当分})] \end{aligned}$$

(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量

暖房の一次エネルギー消費量は、断熱性能の区分に応じて、新築時に設備が設置されていない場合は(a-1)、住宅全体を連続的に暖房する場合は(a-2)、居室を間欠的に暖房する場合は(a-3-1)及び(a-3-2)より該当する設備の一次エネルギー消費量を求め、下式により算出する。

- 新築時に設備が設置されていない場合 = (a-1) 欄の一次エネルギー消費量
- 住宅全体を連続的に暖房する場合 = (a-2) 欄の暖房設備の一次エネルギー消費量
- 居室を間欠的に暖房する場合 = (a-3-1) 欄のLDKの暖房設備の一次エネルギー消費量
+ (a-3-2) 欄のその他居室の暖房設備の一次エネルギー消費量

| 暖房方式 | 暖房設備 | 一次エネルギー消費量 (単位: ギガジュール毎年) | | | | | | | | | |
|--------------------------|--|--|------|------------------------|------|--|------|------------------------|------|--------------|------|
| | | 断熱性能の区分 熱損失係数 [W/m ² K] ¹ | | | | | | | | | |
| | | (ア) 3.3を超え 4.2以下 [等級3 ² を満たす] | | (イ) 2.7を超え 3.3以下 | | (ウ) 2.1を超え 2.7以下 [等級4 ^{2,3} を満たす] | | (エ) 1.9を超え 2.1以下 | | (オ) 1.9以下 | |
| | | 熱交換型換気システムの有無 ⁴ | | | | | | | | | |
| | | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 |
| (a-1) 新築時に設備が設置されていない場合 | | 28.8 | 27.2 | 23.9 | 21.8 | 20.6 | 18.3 | 12 | 9.4 | 9.1 | 6.4 |
| (a-2) 住宅全体を連続的に暖房する場合 | ヒートポンプ式 セントラル空調システム ⁵ | 84.3 | 75.1 | 65.6 | 57.3 | 53.1 | 45.5 | 34.0 | 25.2 | 27.6 | 18.5 |
| (a-3-1) LDKを間欠的に暖房する場合 | 新築時に設備が設置されていない場合 | 24.5 | 23.2 | 20.3 | 18.6 | 17.5 | 15.6 | 10.3 | 8.1 | 7.9 | 5.6 |
| | ルムエアコン ⁷ イソナー | 24.5 | 23.2 | 20.3 | 18.6 | 17.5 | 15.6 | 10.3 | 8.1 | 7.9 | 5.6 |
| | ルムエアコン ⁷ イソナー (高効率型) ⁶ | 18.4 | 17.4 | 15.3 | 14.0 | 13.1 | 11.7 | 7.7 | 6.1 | 5.9 | 4.2 |
| | FF式暖房設備 | 24.5 | 22.9 | 19.6 | 17.7 | 16.4 | 14.3 | 9.1 | 7.0 | 6.7 | 4.6 |
| | ガス温水式床暖房 ⁷ (瞬間式従来型給湯器) | 30.9 | 28.8 | 24.5 | 22.0 | 20.3 | 17.5 | 11.2 | 8.6 | 8.2 | 5.6 |
| | ガス温水式床暖房 ⁷ (潜熱回収型給湯器) ⁸ | 29.5 | 27.5 | 23.4 | 20.9 | 19.3 | 16.6 | 10.6 | 8.1 | 7.7 | 5.3 |
| | 電気温水式床暖房 ⁷ (ヒートポンプ式) ⁹ | 27.8 | 25.6 | 21.5 | 19.1 | 17.3 | 14.8 | 9.5 | 7.2 | 6.9 | 4.7 |
| (a-3-2) その他居室を間欠的に暖房する場合 | 電気ヒーター式床暖房 ¹⁰ | 55.4 | 51.8 | 44.2 | 39.8 | 36.7 | 31.8 | 20.2 | 15.4 | 14.7 | 10.0 |
| | 新築時に設備が設置されていない場合 | 4.3 | 4.0 | 3.6 | 3.2 | 3.1 | 2.7 | 1.7 | 1.3 | 1.2 | 0.8 |
| | ルムエアコン ⁷ イソナー (高効率型) ¹¹ | 4.3 | 4.1 | 3.7 | 3.3 | 3.2 | 2.9 | 1.8 | 1.3 | 1.3 | 0.8 |
| | FF式暖房設備 | 7.1 | 6.6 | 5.8 | 5.1 | 4.8 | 4.1 | 2.4 | 1.8 | 1.6 | 1.0 |

(B) 冷房設備の一次エネルギー消費量

冷房の一次エネルギー消費量は、断熱性能の区分に応じて、新築時に設備が設置されていない場合は (b - 1)、住宅全体を連続的に冷房する場合は (b - 2)、居室を間欠的に冷房する場合は (b - 3 - 1) 及び (b - 3 - 2) より該当する設備の一次エネルギー消費量を求め、下式により算出する。

- 新築時に設備が設置されていない場合 = (b - 1) 欄の一次エネルギー消費量
- 住宅全体を連続的に冷房する場合 = (b - 2) 欄の冷房設備の一次エネルギー消費量
- 居室を間欠的に冷房する場合 = (b - 3 - 1) 欄のLDKの冷房設備の一次エネルギー消費量
+ (b - 3 - 2) 欄のその他居室の冷房設備の一次エネルギー消費量

| 冷房方式 | 冷房設備 | 一次エネルギー消費量 (単位: ギガジュール毎年) | | | | | | | | | | |
|---------------|---|---|-----|--------------------------|-----|--|-----|--------------------------|-----|---------------|-----|-----|
| | | 断熱性能の区分 熱損失係数 [W/m ² K] ¹ | | | | | | | | | | |
| | | (ア) 3.3 を超え 4.2 以下 [等級 3 ² を満たす] | | (イ) 2.7 を超え 3.3 以下 | | (ウ) 2.1 を超え 2.7 以下 [等級 4 ^{2, 3} を満たす] | | (エ) 1.9 を超え 2.1 以下 | | (オ) 1.9 以下 | | |
| | | 通風の確保の有無 ¹² | | | | | | | | | | |
| | | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | |
| (b - 1) | 新築時に設備が設置されていない場合 | 2.3 | 2.1 | 2.5 | 2.2 | 2.6 | 2.2 | 2.8 | 2.3 | 2.9 | 2.5 | |
| (b - 2) | 住宅全体を連続的に冷房する場合 ヒートポンプ式 セントラル空調システム ¹³ | 8.8 | | 9.2 | | 9.5 | | 10.3 | | 10.5 | | |
| (b - 3 - 1) | LDK を間欠的に冷房する場合 新築時に設備が 設置されていない場合 | | 1.9 | 1.7 | 2.0 | 1.8 | 2.1 | 1.8 | 2.2 | 1.9 | 2.3 | 2.0 |
| | | | 1.9 | 1.7 | 2.0 | 1.8 | 2.1 | 1.8 | 2.2 | 1.9 | 2.3 | 2.0 |
| | | | 1.5 | 1.3 | 1.6 | 1.4 | 1.6 | 1.4 | 1.7 | 1.5 | 1.8 | 1.5 |
| (b - 3 - 2) | その他居室を 間欠的に冷房 する場合 新築時に設備が 設置されていない場合 | | 0.4 | 0.4 | 0.5 | 0.4 | 0.5 | 0.4 | 0.6 | 0.4 | 0.6 | 0.5 |
| | | | 0.5 | 0.4 | 0.5 | 0.4 | 0.5 | 0.4 | 0.6 | 0.5 | 0.7 | 0.5 |

1 参考仕様を別表に示す。

2 省エネルギー対策等級 (日本住宅性能表示基準 (平成 13 年国土交通省告示 1346 号) 別表 1 の(イ)項に掲げる「5 - 1 省エネルギー対策等級」をいう。以下同じ。)

3 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準 (平成 21 年経済産業省・国土交通省告示 第 1 号)又は住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針 (平成 21 年国土交通省告示第 118 号)に適合。

4 熱交換型換気システムの有無については、顕熱交換効率が 65%以上の設備を設置する場合に「有」とする。

5 エネルギー消費効率 (暖房能力 (kW) を暖房消費電力 (kW) で除した数値) が 3.0 以上の場合に適用とする。

6 エネルギー消費効率 (暖房能力 (kW) を暖房消費電力 (kW) で除した数値) が 4.6 以上の場合に適用とする。

7 床暖房の敷設率が 75%以上、配管は「断熱被覆が有るもの」を設置し、床の上面放熱率が 90%以上の場合に適用とする。

8 エネルギー消費効率 (熱効率) が 87%以上の場合に適用とする。

9 温水暖房専用の電気ヒートポンプ式熱源機の場合に適用。給湯機能と温水暖房機能を有する電気温水器 (ヒートポンプ式) の場合は適用しない。

10 床暖房の敷設率が 75%以上、床の上面放熱率が 90%以上の場合に適用とする。

11 エネルギー消費効率 (暖房能力 (kW) を暖房消費電力 (kW) で除した数値) が 5.9 以上の場合に適用とする。

12 通風の確保の有無については、(b - 2) 及び (b - 3) の区分ごとに判断するものとし、それぞれの居室が以下の 又は に該当する場合に、「有」を適用できるものとする。ただし (b - 3) については、その他居室のうち冷房設備エネルギー消費量の算定・評価の対象とする居室における通風の確保の有無を判断する。

居室の方位の異なる壁面 (屋根面を含む。以下同じ。) 二面に面積比 (対象居室の床面積に対する開口部の開放可能な部分の面積の比。

同一の壁面上に複数の開口がある場合は合算可。以下同じ) 1/35 以上の外部に面する開放可能な開口部がそれぞれ設置されている。

次の全てに該当すること

イ 居室の壁面一面に面積比 1/20 以上の外部に面する開放可能な開口部が設置されている。

ロ 当該居室の隣室 (廊下等の非居室を含む。) に面積比 1/20 以上の外部に面する開放可能な開口部が居室の開口部と異なる方位で設置されている。

ハ 当該居室と当該居室の隣室の間に面積比 1/50 以上の欄間等の開口部が設置されている。

13 エネルギー消費効率 (冷房能力 (kW) を冷房消費電力 (kW) で除した数値) が 3.0 以上に適用とする。

14 エネルギー消費効率 (冷房能力 (kW) を冷房消費電力 (kW) で除した数値) が 3.7 以上の場合に適用とする。

15 エネルギー消費効率 (冷房能力 (kW) を冷房消費電力 (kW) で除した数値) が 5.4 以上の場合に適用とする。

(C) 給湯設備の一次エネルギー消費量

| 給湯設備 | 節湯型機器の有無 ¹ | 太陽熱温水器の有無 ² | 一次エネルギー消費量 (単位: ギガジュール毎年) |
|-----------------------------|-----------------------|------------------------|------------------------------|
| 新築時に設備が設置されていない場合 | | | 24.7 |
| ガス瞬間式(従来型)給湯器 | 有 | 有 | 15.5 |
| | | 無 | 20.3 |
| | 無 | 有 | 19.9 |
| | | 無 | 24.7 |
| ガス瞬間式(潜熱回収型)給湯器 | 有 | 有 | 12.9 |
| | | 無 | 16.9 |
| | 無 | 有 | 16.5 |
| | | 無 | 20.5 |
| 石油瞬間貯湯式給湯器 | 有 | 有 | 15.3 |
| | | 無 | 20.0 |
| | 無 | 有 | 19.6 |
| | | 無 | 24.4 |
| 石油瞬間式(従来型)給湯器 | 有 | 有 | 14.8 |
| | | 無 | 19.4 |
| | 無 | 有 | 19.1 |
| | | 無 | 23.6 |
| 石油瞬間式(潜熱回収型)給湯器 | 有 | 有 | 12.9 |
| | | 無 | 16.9 |
| | 無 | 有 | 16.6 |
| | | 無 | 20.6 |
| 電気温水器(ヒーター式) | 有 | 有 | 41.4 |
| | | 無 | 54.1 |
| | 無 | 有 | 53.1 |
| | | 無 | 65.9 |
| 電気温水器(ヒートポンプ式) ³ | 有 | 無 | 16.2 |
| | 無 | | 19.7 |

1 節湯型機器は、台所は「節湯 A」「節湯 B」「節湯 AB」のいずれかを採用、シャワーは「節湯 AB」を採用し、かつ小口径配管とした場合に適用とする。「節湯 A」とは手元止水機能(止水の容易な機構)を有する機器、「節湯 B」とは使用時の最適流量が現状一般的な機器に比べて小さい機器、「節湯 AB」とは両機能を有する機器をさす。「小口径配管」は、配管がヘッダー方式であり、給湯機にできるだけ近い地点においてヘッダーにより配管が分岐され、かつヘッダー分岐後の配管の内径が13mm以下のものをさす。

2 傾斜角0~30度以内、方位角南面±45度以内、有効集熱面積3m²以上とした場合に適用とする。

3 温水暖房機能を有さないものであって、年間給湯効率(APF)3.0以上の場合に適用。APFは社団法人日本冷凍空調工業会のJRA4050:2007R「家庭用ヒートポンプ給湯機」に基づいて算出されたものとする。

(D) 換気設備の一次エネルギー消費量

| 換気設備 | 一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年) |
|--|-----------------------------|
| ダクト式第一種換気システム | 9.6 |
| ダクト式第一種換気システム (DC モーターを採用) | 8.2 |
| ダクト式第二/三種換気システム | 5.5 |
| ダクト式第二/三種換気システム (DC モーターを採用) | 4.1 |
| 壁付け給排気型ファン | 9.6 |
| 壁付けファン (給気型パイプ用ファン / 排気型パイプ用ファン) | 4.1 |
| 壁付けファン (給気型パイプ用ファン / 排気型パイプ用ファン) (比消費電力 ¹ が 0.2W / (m ³ /h) 以下のものを採用) | 2.7 |

¹ 消費電力を送風量で除した値

(E) 照明設備の一次エネルギー消費量

照明設備の一次エネルギー消費量は (e-1) から (e-3) の一次エネルギー消費量を求め、下式により算出する。

(E) 照明設備の一次エネルギー消費量

$$\begin{aligned}
 &= (e-1) \text{ LDK の照明設備の一次エネルギー消費量} \\
 &+ (e-2) \text{ LDK 以外の居室の照明設備の一次エネルギー消費量} \\
 &+ (e-3) \text{ 非居室の照明設備の一次エネルギー消費量}
 \end{aligned}$$

| | 照明設備 | 一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年) |
|--------------------|--|-----------------------------|
| (e-1) LDK | 新築時に設備が設置されていない場合 ¹ | 4.3 |
| | 白熱灯を使用している | 4.3 |
| | 白熱灯を使用していない | 3.6 |
| | 白熱灯を使用せずかつ調光を採用 ² している | 2.9 |
| (e-2) LDK 以外の居室 | 新築時に設備が設置されていない場合 ¹ | 3.3 |
| | 白熱灯を使用している | 3.3 |
| | 白熱灯を使用していない | 3.1 |
| | 白熱灯を使用せずかつ LDK 以外のすべての居室で調光を採用 ² している | 2.3 |
| (e-3) 非居室 | 新築時に設備が設置されていない場合 ¹ | 4.0 |
| | 白熱灯を使用している | 4.0 |
| | 白熱灯を使用していない | 1.6 |
| | 白熱灯を使用せずかつ人感センサーまたは照度センサーを採用 ³ している | 1.5 |

¹ いずれかの設備が設置されていなければ適用とする。

² 設備本体の機能による調光または設備本体とは別の機器による調光を、いずれかの設備で採用すれば適用とする。

³ 非居室全体 (玄関ポーチ含む) の複数の設備で人感センサーまたは照度センサーを採用すれば適用とする。

(F) 太陽光発電

| 暖房設備による区分 | 一次エネルギー発電量 (単位 ギガジュール毎年) | |
|------------------------------------|-----------------------------|-----|
| | 設置容量 ¹ | |
| | 2kW | 3kW |
| 新築時に暖房設備が設置されていない場合又は居室を間欠的に暖房する場合 | 4.9 | 7.4 |
| 住宅全体を連続的に暖房する場合 | 5.8 | 8.8 |

¹ 傾斜角 0 ~ 30 度以内、方位角南面 ±15 度以内の場合に適用とする。

(6) b地域の用途別一次エネルギー消費量

<一次エネルギー消費量の算出方法>

評価対象住宅の年間一次エネルギー消費量は、以下の(A)から(F)の値を求め、下式により算出する。

$$\begin{aligned} \text{評価対象住宅の年間一次エネルギー消費量} &= (\text{A}) \text{ 暖房設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ (\text{B}) \text{ 冷房設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ (\text{C}) \text{ 給湯設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ (\text{D}) \text{ 換気設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ (\text{E}) \text{ 照明設備の一次エネルギー消費量} \\ &- (\text{F}) [\text{太陽光発電設備等による発電電力} - (\text{売電} + \text{家電機器消費相当分})] \end{aligned}$$

(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量

暖房の一次エネルギー消費量は、断熱性能の区分に応じて、新築時に設備が設置されていない場合は(a-1)、住宅全体を連続的に暖房する場合は(a-2)、居室を間欠的に暖房する場合は(a-3-1)及び(a-3-2)より該当する設備の一次エネルギー消費量を求め、下式により算出する。

- 新築時に設備が設置されていない場合 = (a-1) 欄の一次エネルギー消費量
- 住宅全体を連続的に暖房する場合 = (a-2) 欄の暖房設備の一次エネルギー消費量
- 居室を間欠的に暖房する場合 = (a-3-1) 欄のLDKの暖房設備の一次エネルギー消費量
+ (a-3-2) 欄のその他居室の暖房設備の一次エネルギー消費量

| 暖房方式 | 暖房設備 | 一次エネルギー消費量 (単位: ギガジュール毎年) | | | | | | | | | |
|--------------------------|--|--|------|--------------------------|------|---|------|--------------------------|------|---------------|------|
| | | 断熱性能の区分 熱損失係数 [W/m ² K] ¹ | | | | | | | | | |
| | | (ア) 3.3 を超え 4.2 以下 [等級3 ² を満たす] | | (イ) 2.7 を超え 3.3 以下 | | (ウ) 2.1 を超え 2.7 以下 [等級4 ^{2, 3} を満たす] | | (エ) 1.9 を超え 2.1 以下 | | (オ) 1.9 以下 | |
| | | 熱交換型換気システムの有無 ⁴ | | | | | | | | | |
| | | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 |
| (a-1) 新築時に設備が設置されていない場合 | | 20.9 | 19.8 | 17.6 | 16.1 | 15.2 | 13.7 | 9.0 | 7.1 | 7.0 | 5.0 |
| (a-2) 住宅全体を連続的に暖房する場合 | ヒートポンプ式 セントラル空調システム ⁵ | 58.7 | 53.1 | 46.3 | 40.6 | 38.0 | 32.2 | 23.6 | 17.6 | 18.8 | 12.7 |
| (a-3-1) LDKを間欠的に暖房する場合 | 新築時に設備が設置されていない場合 | 17.7 | 16.8 | 14.9 | 13.7 | 12.9 | 11.6 | 7.7 | 6.1 | 6.0 | 4.3 |
| | ルームエアコン ⁷ イオン ⁷ | 17.7 | 16.8 | 14.9 | 13.7 | 12.9 | 11.6 | 7.7 | 6.1 | 6.0 | 4.3 |
| | ルームエアコン ⁷ イオン (高効率型) ⁶ | 13.3 | 12.6 | 11.2 | 10.3 | 9.7 | 8.7 | 5.8 | 4.6 | 4.5 | 3.3 |
| | FF式暖房設備 | 18.6 | 17.4 | 15.0 | 13.5 | 12.5 | 10.9 | 7.0 | 5.3 | 5.1 | 3.4 |
| | ガス温水式床暖房 ⁷ (瞬間式従来型給湯器) | 23.1 | 21.6 | 18.5 | 16.6 | 15.3 | 13.3 | 8.5 | 6.5 | 6.2 | 4.2 |
| | ガス温水式床暖房 ⁷ (潜熱回収型給湯器) ⁸ | 22.0 | 20.5 | 17.5 | 15.8 | 14.5 | 12.6 | 8.0 | 6.1 | 5.9 | 3.9 |
| | 電気温水式床暖房 ⁷ (ヒートポンプ式) ⁹ | 19.3 | 17.8 | 14.9 | 13.2 | 11.9 | 10.1 | 6.5 | 4.8 | 4.7 | 3.1 |
| 電気ヒーター式床暖房 ¹⁰ | 42.1 | 39.3 | 33.6 | 30.2 | 27.9 | 24.1 | 15.3 | 11.6 | 11.1 | 7.4 | |
| (a-3-2) その他居室を間欠的に暖房する場合 | 新築時に設備が設置されていない場合 | 3.2 | 3.0 | 2.7 | 2.4 | 2.3 | 2.1 | 1.3 | 1.0 | 1.0 | 0.7 |
| | ルームエアコン ⁷ イオン (高効率型) ¹¹ | 3.2 | 3.1 | 2.8 | 2.6 | 2.5 | 2.2 | 1.5 | 1.1 | 1.1 | 0.8 |
| | FF式暖房設備 | 5.4 | 5.0 | 4.4 | 3.9 | 3.7 | 3.1 | 1.9 | 1.4 | 1.3 | 0.8 |

(B) 冷房設備の一次エネルギー消費量

冷房の一次エネルギー消費量は、断熱性能の区分に応じて、新築時に設備が設置されていない場合は (b - 1)、住宅全体を連続的に冷房する場合は (b - 2)、居室を間欠的に冷房する場合は (b - 3 - 1) 及び (b - 3 - 2) より該当する設備の一次エネルギー消費量を求め、下式により算出する。

- 新築時に設備が設置されていない場合 = (b - 1) 欄の一次エネルギー消費量
- 住宅全体を連続的に冷房する場合 = (b - 2) 欄の冷房設備の一次エネルギー消費量
- 居室を間欠的に冷房する場合 = (b - 3 - 1) 欄のLDKの冷房設備の一次エネルギー消費量
+ (b - 3 - 2) 欄のその他居室の冷房設備の一次エネルギー消費量

| 冷房方式 | 冷房設備 | 一次エネルギー消費量 (単位: ギガジュール毎年) | | | | | | | | | |
|---------------|--|---|-----|--------------------------|-----|--|-----|--------------------------|-----|---------------|-----|
| | | 断熱性能の区分 熱損失係数 [W/m ² K] ¹ | | | | | | | | | |
| | | (ア) 3.3 を超え 4.2 以下 [等級 3 ² を満たす] | | (イ) 2.7 を超え 3.3 以下 | | (ウ) 2.1 を超え 2.7 以下 [等級 4 ^{2, 3} を満たす] | | (エ) 1.9 を超え 2.1 以下 | | (オ) 1.9 以下 | |
| | | 通風の確保の有無 ¹² | | | | | | | | | |
| | | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 |
| (b - 1) | 新築時に設備が設置されていない場合 | 6.1 | 5.6 | 6.4 | 5.6 | 6.5 | 5.6 | 7.0 | 6.1 | 7.2 | 6.1 |
| (b - 2) | 住宅全体を連続的に冷房する場合 ヒートポンプ式 セントラル空調システム ¹³ | 22.8 | | 23.4 | | 23.8 | | 25.4 | | 26.0 | |
| (b - 3 - 1) | LDK を間欠的に冷房する場合 新築時に設備が設置されていない場合 ルムエアコン ¹ ショー ルムエアコン ¹ ショー(高効率型) ¹⁴ | 4.8 | 4.4 | 4.9 | 4.4 | 4.9 | 4.4 | 5.2 | 4.7 | 5.3 | 4.7 |
| | | 4.8 | 4.4 | 4.9 | 4.4 | 4.9 | 4.4 | 5.2 | 4.7 | 5.3 | 4.7 |
| | | 3.7 | 3.4 | 3.8 | 3.4 | 3.8 | 3.4 | 4.1 | 3.6 | 4.1 | 3.7 |
| (b - 3 - 2) | その他居室を間欠的に冷房する場合 新築時に設備が設置されていない場合 ルムエアコン ¹ ショー(高効率型) ¹⁵ | 1.3 | 1.2 | 1.5 | 1.2 | 1.6 | 1.2 | 1.8 | 1.4 | 1.9 | 1.4 |
| | | 1.4 | 1.2 | 1.6 | 1.3 | 1.7 | 1.3 | 2.0 | 1.4 | 2.1 | 1.5 |

1 参考仕様を別表に示す。

2 省エネルギー対策等級 (日本住宅性能表示基準 (平成 13 年国土交通省告示 1346 号) 別表 1 の(イ)項に掲げる「5 - 1 省エネルギー対策等級」をいう。以下同じ。)

3 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準 (平成 21 年経済産業省・国土交通省告示 第 1 号) 又は住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針 (平成 21 年国土交通省告示第 118 号) に適合。

4 熱交換型換気システムの有無については、顕熱交換効率が 65% 以上の設備を設置する場合に「有」とする。

5 エネルギー消費効率 (暖房能力 (kW) を暖房消費電力 (kW) で除した数値) が 3.0 以上の場合に適用とする。

6 エネルギー消費効率 (暖房能力 (kW) を暖房消費電力 (kW) で除した数値) が 4.6 以上の場合に適用とする。

7 床暖房の敷設率が 75% 以上、配管は「断熱被覆が有るもの」を設置し、床の上面放熱率が 90% 以上の場合に適用とする。

8 エネルギー消費効率 (熱効率) が 87% 以上の場合に適用とする。

9 温水暖房専用の電気ヒートポンプ式熱源機の場合に適用。給湯機能と温水暖房機能を有する電気温水器 (ヒートポンプ式) の場合は適用しない。

10 床暖房の敷設率が 75% 以上、床の上面放熱率が 90% 以上の場合に適用とする。

11 エネルギー消費効率 (暖房能力 (kW) を暖房消費電力 (kW) で除した数値) が 5.9 以上の場合に適用とする。

12 通風の確保の有無については、(b - 2) 及び (b - 3) の区分ごとに判断するものとし、それぞれの居室が以下の 又は に該当する場合には、「有」を適用できるものとする。ただし (b - 3) については、その他居室のうち冷房設備エネルギー消費量の算定・評価の対象とする居室における通風の確保の有無を判断する。

居室の方位の異なる壁面 (屋根面を含む。以下同じ。) 二面に面積比 (対象居室の床面積に対する開口部の開放可能な部分の面積の比。

同一の壁面上に複数の開口がある場合は合算可。以下同じ) 1/35 以上の外部に面する開放可能な開口部がそれぞれ設置されている。

次の全てに該当すること

イ 居室の壁面一面に面積比 1/20 以上の外部に面する開放可能な開口部が設置されている。

ロ 当該居室の隣室 (廊下等の非居室を含む。) に面積比 1/20 以上の外部に面する開放可能な開口部が居室の開口部と異なる方位で設置されている。

ハ 当該居室と当該居室の隣室の間に面積比 1/50 以上の欄間等の開口部が設置されている。

13 エネルギー消費効率 (冷房能力 (kW) を冷房消費電力 (kW) で除した数値) が 3.0 以上に適用とする。

14 エネルギー消費効率 (冷房能力 (kW) を冷房消費電力 (kW) で除した数値) が 3.7 以上の場合に適用とする。

15 エネルギー消費効率 (冷房能力 (kW) を冷房消費電力 (kW) で除した数値) が 5.4 以上の場合に適用とする。

(C) 給湯設備の一次エネルギー消費量

| 給湯設備 | 節湯型機器の有無 ¹ | 太陽熱温水器の有無 ² | 一次エネルギー消費量 (単位: ギガジュール毎年) |
|-----------------------------|-----------------------|------------------------|------------------------------|
| 新築時に設備が設置されていない場合 | | | 22.2 |
| ガス瞬間式(従来型)給湯器 | 有 | 有 | 12.4 |
| | | 無 | 18.2 |
| | 無 | 有 | 16.3 |
| | | 無 | 22.2 |
| ガス瞬間式(潜熱回収型)給湯器 | 有 | 有 | 10.3 |
| | | 無 | 15.3 |
| | 無 | 有 | 13.6 |
| | | 無 | 18.6 |
| 石油瞬間貯湯式給湯器 | 有 | 有 | 12.0 |
| | | 無 | 17.7 |
| | 無 | 有 | 15.8 |
| | | 無 | 21.6 |
| 石油瞬間式(従来型)給湯器 | 有 | 有 | 11.7 |
| | | 無 | 17.2 |
| | 無 | 有 | 15.3 |
| | | 無 | 20.9 |
| 石油瞬間式(潜熱回収型)給湯器 | 有 | 有 | 10.3 |
| | | 無 | 15.2 |
| | 無 | 有 | 13.6 |
| | | 無 | 18.6 |
| 電気温水器(ヒーター式) | 有 | 有 | 33.2 |
| | | 無 | 49.0 |
| | 無 | 有 | 43.7 |
| | | 無 | 59.7 |
| 電気温水器(ヒートポンプ式) ³ | 有 | 無 | 13.7 |
| | 無 | | 16.7 |

1 節湯型機器は、台所は「節湯 A」「節湯 B」「節湯 AB」のいずれかを採用、シャワーは「節湯 AB」を採用し、かつ小口径配管とした場合に適用とする。「節湯 A」とは手元止水機能(止水の容易な機構)を有する機器、「節湯 B」とは使用時の最適流量が現状一般的な機器に比べて小さい機器、「節湯 AB」とは両機能を有する機器をさす。「小口径配管」は、配管がヘッダー方式であり、給湯機にできるだけ近い地点においてヘッダーにより配管が分岐され、かつヘッダー分岐後の配管の内径が13mm以下のものをさす。

2 傾斜角0~30度以内、方位角南面±45度以内、有効集熱面積3m²以上とした場合に適用とする。

3 温水暖房機能を有さないものであって、年間給湯効率(APF)3.0以上の場合に適用。APFは社団法人日本冷凍空調工業会のJRA4050:2007R「家庭用ヒートポンプ給湯機」に基づいて算出されたものとする。

(D) 換気設備の一次エネルギー消費量

| 換気設備 | 一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年) |
|--|-----------------------------|
| ダクト式第一種換気システム | 9.6 |
| ダクト式第一種換気システム (DC モーターを採用) | 8.2 |
| ダクト式第二/三種換気システム | 5.5 |
| ダクト式第二/三種換気システム (DC モーターを採用) | 4.1 |
| 壁付け給排気型ファン | 9.6 |
| 壁付けファン (給気型パイプ用ファン / 排気型パイプ用ファン) | 4.1 |
| 壁付けファン (給気型パイプ用ファン / 排気型パイプ用ファン) (比消費電力 ¹ が 0.2W / (m ³ /h) 以下のものを採用) | 2.7 |

¹ 消費電力を送風量で除した値

(E) 照明設備の一次エネルギー消費量

照明設備の一次エネルギー消費量は (e-1) から (e-3) の一次エネルギー消費量を求め、下式により算出する。

(E) 照明設備の一次エネルギー消費量

$$\begin{aligned}
 &= (e-1) \text{ LDK の照明設備の一次エネルギー消費量} \\
 &+ (e-2) \text{ LDK 以外の居室の照明設備の一次エネルギー消費量} \\
 &+ (e-3) \text{ 非居室の照明設備の一次エネルギー消費量}
 \end{aligned}$$

| | 照明設備 | 一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年) |
|--------------------|--|-----------------------------|
| (e-1) LDK | 新築時に設備が設置されていない場合 ¹ | 4.3 |
| | 白熱灯を使用している | 4.3 |
| | 白熱灯を使用していない | 3.6 |
| | 白熱灯を使用せずかつ調光を採用 ² している | 2.9 |
| (e-2) LDK 以外の居室 | 新築時に設備が設置されていない場合 ¹ | 3.3 |
| | 白熱灯を使用している | 3.3 |
| | 白熱灯を使用していない | 3.1 |
| | 白熱灯を使用せずかつ LDK 以外のすべての居室で調光を採用 ² している | 2.3 |
| (e-3) 非居室 | 新築時に設備が設置されていない場合 ¹ | 4.0 |
| | 白熱灯を使用している | 4.0 |
| | 白熱灯を使用していない | 1.6 |
| | 白熱灯を使用せずかつ人感センサーまたは照度センサーを採用 ³ している | 1.5 |

¹ いずれかの設備が設置されていなければ適用とする。

² 設備本体の機能による調光または設備本体とは別の機器による調光を、いずれかの設備で採用すれば適用とする。

³ 非居室全体 (玄関ポーチ含む) の複数の設備で人感センサーまたは照度センサーを採用すれば適用とする。

(F) 太陽光発電

| 暖房設備による区分 | 一次エネルギー発電量 (単位 ギガジュール毎年) | |
|------------------------------------|-----------------------------|-----|
| | 設置容量 ¹ | |
| | 2kW | 3kW |
| 新築時に暖房設備が設置されていない場合又は居室を間欠的に暖房する場合 | 5.4 | 8.1 |
| 住宅全体を連続的に暖房する場合 | 6.5 | 9.8 |

¹ 傾斜角 0 ~ 30 度以内、方位角南面 ±15 度以内の場合に適用とする。

(7) 地域の用途別一次エネルギー消費量

<一次エネルギー消費量の算出方法>

評価対象住宅の年間一次エネルギー消費量は、以下の(A)から(F)の値を求め、下式により算出する。

$$\begin{aligned} \text{評価対象住宅の年間一次エネルギー消費量} &= (\text{A}) \text{ 暖房設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ (\text{B}) \text{ 冷房設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ (\text{C}) \text{ 給湯設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ (\text{D}) \text{ 換気設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ (\text{E}) \text{ 照明設備の一次エネルギー消費量} \\ &- (\text{F}) [\text{太陽光発電設備等による発電電力} - (\text{売電} + \text{家電機器消費相当分})] \end{aligned}$$

(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量

暖房の一次エネルギー消費量は、断熱性能の区分に応じて、新築時に設備が設置されていない場合は(a-1)、住宅全体を連続的に暖房する場合は(a-2)、居室を間欠的に暖房する場合は(a-3-1)及び(a-3-2)より該当する設備の一次エネルギー消費量を求め、下式により算出する。

- 新築時に設備が設置されていない場合 = (a-1) 欄の一次エネルギー消費量
- 住宅全体を連続的に暖房する場合 = (a-2) 欄の暖房設備の一次エネルギー消費量
- 居室を間欠的に暖房する場合 = (a-3-1) 欄のLDKの暖房設備の一次エネルギー消費量
+ (a-3-2) 欄のその他居室の暖房設備の一次エネルギー消費量

| 暖房方式 | 暖房設備 | 一次エネルギー消費量(単位:ギガジュール毎年) | | | | |
|--------------------------|--|--|------------------------|--|------------------------|--------------|
| | | 断熱性能の区分 熱損失係数 [W/m ² K] ¹ | | | | |
| | | (ア) 3.3を超え 4.6以下 [等級3 ² を満たす] | (イ) 2.7を超え 3.3以下 | (ウ) 2.1を超え 2.7以下 [等級4 ^{2,3} を満たす] | (エ) 1.9を超え 2.1以下 | (オ) 1.9以下 |
| (a-1) 新築時に設備が設置されていない場合 | | 12.5 | 9.8 | 8.5 | 4.5 | 3.1 |
| (a-2) 住宅全体を連続的に暖房する場合 | ヒートポンプ式 セントラル空調システム ⁴ | 36.6 | 26.1 | 21.2 | 11.8 | 8.7 |
| (a-3-1) LDKを間欠的に暖房する場合 | 新築時に設備が設置されていない場合 | 10.6 | 8.3 | 7.2 | 3.9 | 2.7 |
| | ルームエアコン ⁵ イソナ- | 10.6 | 8.3 | 7.2 | 3.9 | 2.7 |
| | ルームエアコン ⁵ イソナ- (高効率型) | 8.0 | 6.2 | 5.4 | 2.9 | 2.1 |
| | FF式暖房設備 | 10.9 | 7.9 | 6.6 | 3.3 | 2.3 |
| | ガス温水式床暖房 ⁶ (瞬間式従来型給湯器) | 13.4 | 9.7 | 8.0 | 4.1 | 2.8 |
| | ガス温水式床暖房 ⁶ (潜熱回収型給湯器) ⁷ | 12.7 | 9.2 | 7.5 | 3.8 | 2.6 |
| | 電気温水式床暖房 ⁶ (ヒートポンプ式) ⁸ | 10.5 | 7.3 | 5.9 | 3.0 | 2.0 |
| (a-3-2) その他居室を間欠的に暖房する場合 | 電気ヒーター式床暖房 ⁹ | 24.4 | 17.5 | 14.4 | 7.3 | 4.9 |
| | 新築時に設備が設置されていない場合 | 1.9 | 1.5 | 1.3 | 0.6 | 0.4 |
| | ルームエアコン ⁵ イソナ- (高効率型) ¹⁰ | 2.0 | 1.6 | 1.4 | 0.7 | 0.4 |
| | FF式暖房設備 | 3.2 | 2.3 | 1.8 | 0.8 | 0.5 |

(B) 冷房設備の一次エネルギー消費量

冷房の一次エネルギー消費量は、断熱性能の区分に応じて、新築時に設備が設置されていない場合は (b - 1)、住宅全体を連続的に冷房する場合は (b - 2)、居室を間欠的に冷房する場合は (b - 3 - 1) 及び (b - 3 - 2) より該当する設備の一次エネルギー消費量を求め、下式により算出する。

- 新築時に設備が設置されていない場合 = (b - 1) 欄の一次エネルギー消費量
- 住宅全体を連続的に冷房する場合 = (b - 2) 欄の冷房設備の一次エネルギー消費量
- 居室を間欠的に冷房する場合 = (b - 3 - 1) 欄のLDKの冷房設備の一次エネルギー消費量
+ (b - 3 - 2) 欄のその他居室の冷房設備の一次エネルギー消費量

| 冷房方式 | 冷房設備 | 一次エネルギー消費量 (単位: ギガジュール毎年) | | | | | | | | | |
|------------------------------|---|---|-----|--------------------------|-----|--|-----|--------------------------|-----|---------------|-----|
| | | 断熱性能の区分 熱損失係数 [W/m ² K] ¹ | | | | | | | | | |
| | | (ア) 3.3 を超え 4.6 以下 [等級 3 ² を満たす] | | (イ) 2.7 を超え 3.3 以下 | | (ウ) 2.1 を超え 2.7 以下 [等級 4 ^{2, 3} を満たす] | | (エ) 1.9 を超え 2.1 以下 | | (オ) 1.9 以下 | |
| | | 通風の確保の有無 ¹¹ | | | | | | | | | |
| | | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 |
| (b - 1) 新築時に設備が設置されていない場合 | | 7.0 | 6.4 | 7.2 | 6.5 | 7.4 | 6.5 | 8.3 | 6.9 | 8.6 | 7.2 |
| (b - 1) 住宅全体を連続的に冷房する場合 | ヒートポンプ式 セントラル空調システム ¹² | 25.4 | | 26.3 | | 26.8 | | 29.0 | | 29.8 | |
| (b - 3 - 1) LDK を間欠的に冷房する場合 | 新築時に設備が設置されていない場合 | 5.6 | 5.2 | 5.7 | 5.2 | 5.8 | 5.2 | 6.3 | 5.5 | 6.5 | 5.7 |
| | ルムエアコン ¹³ イソナ- | 5.6 | 5.2 | 5.7 | 5.2 | 5.8 | 5.2 | 6.3 | 5.5 | 6.5 | 5.7 |
| | ルムエアコン ¹³ イソナ-(高効率型) ¹³ | 4.3 | 4.1 | 4.4 | 4.0 | 4.5 | 4.0 | 4.9 | 4.3 | 5.1 | 4.4 |
| (b - 3 - 2) その他居室を間欠的に冷房する場合 | 新築時に設備が設置されていない場合 | 1.4 | 1.2 | 1.5 | 1.3 | 1.6 | 1.3 | 2.0 | 1.4 | 2.1 | 1.5 |
| | ルムエアコン ¹³ イソナ-(高効率型) ¹⁴ | 1.4 | 1.2 | 1.6 | 1.3 | 1.7 | 1.3 | 2.1 | 1.5 | 2.3 | 1.6 |

1 参考仕様を別表に示す。

2 省エネルギー対策等級 (日本住宅性能表示基準 (平成 13 年国土交通省告示 1346 号) 別表 1 の(イ)項に掲げる「5 - 1 省エネルギー対策等級」をいう。以下同じ。)

3 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準 (平成 21 年経済産業省・国土交通省告示 第 1 号) 又は住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針 (平成 21 年国土交通省告示 第 118 号) に適合。

4 エネルギー消費効率 (暖房能力 (kW) を暖房消費電力 (kW) で除した数値) が 3.0 以上の場合に適用とする。

5 エネルギー消費効率 (暖房能力 (kW) を暖房消費電力 (kW) で除した数値) が 4.6 以上の場合に適用とする。

6 床暖房の敷設率が 75% 以上、配管は「断熱被覆が有るもの」を設置し、床の上面放熱率が 90% 以上の場合に適用とする。

7 エネルギー消費効率 (熱効率) が 87% 以上の場合に適用とする。

8 温水暖房専用の電気ヒートポンプ式熱源機の場合に適用。給湯機能と温水暖房機能を有する電気温水器 (ヒートポンプ式) の場合は適用しない。

9 床暖房の敷設率が 75% 以上、床の上面放熱率が 90% 以上の場合に適用とする。

10 エネルギー消費効率 (暖房能力 (kW) を暖房消費電力 (kW) で除した数値) が 5.9 以上の場合に適用とする。

11 通風の確保の有無については、(b - 2) 及び (b - 3) の区分ごとに判断するものとし、それぞれの居室が以下の 又は に該当する場合に、「有」を適用できるものとする。ただし (b - 3) については、その他居室のうち冷房設備エネルギー消費量の算定・評価の対象とする居室における通風の確保の有無を判断する。

居室の方位の異なる壁面 (屋根面を含む。以下同じ。) 二面に面積比 (対象居室の床面積に対する開口部の開放可能な部分の面積の比。同一の壁面上に複数の開口がある場合は合算可。以下同じ) 1/35 以上の外部に面する開放可能な開口部がそれぞれ設置されている。

次の全てに該当すること

イ 居室の壁面一面に面積比 1/20 以上の外部に面する開放可能な開口部が設置されている。

ロ 当該居室の隣室 (廊下等の非居室を含む。) に面積比 1/20 以上の外部に面する開放可能な開口部が居室の開口部と異なる方位で設置されている。

ハ 当該居室と当該居室の隣室の間に面積比 1/50 以上の欄間等の開口部が設置されている。

12 エネルギー消費効率 (冷房能力 (kW) を冷房消費電力 (kW) で除した数値) が 3.0 以上に適用とする。

13 エネルギー消費効率 (冷房能力 (kW) を冷房消費電力 (kW) で除した数値) が 3.7 以上の場合に適用とする。

14 エネルギー消費効率 (冷房能力 (kW) を冷房消費電力 (kW) で除した数値) が 5.4 以上の場合に適用とする。

(C) 給湯設備の一次エネルギー消費量

| 給湯設備 | 節湯型機器の有無 ¹ | 太陽熱温水器の有無 ² | 一次エネルギー消費量 (単位: ギガジュール毎年) |
|-----------------------------|-----------------------|------------------------|------------------------------|
| 新築時に設備が設置されていない場合 | | | 20.0 |
| ガス瞬間式(従来型)給湯器 | 有 | 有 | 9.5 |
| | | 無 | 16.4 |
| | 無 | 有 | 13.0 |
| | | 無 | 20.0 |
| ガス瞬間式(潜熱回収型)給湯器 | 有 | 有 | 8.0 |
| | | 無 | 13.9 |
| | 無 | 有 | 10.9 |
| | | 無 | 16.9 |
| 石油瞬間貯湯式給湯器 | 有 | 有 | 9.1 |
| | | 無 | 15.7 |
| | 無 | 有 | 12.4 |
| | | 無 | 19.1 |
| 石油瞬間式(従来型)給湯器 | 有 | 有 | 8.9 |
| | | 無 | 15.4 |
| | 無 | 有 | 12.1 |
| | | 無 | 18.7 |
| 石油瞬間式(潜熱回収型)給湯器 | 有 | 有 | 8.0 |
| | | 無 | 13.8 |
| | 無 | 有 | 10.9 |
| | | 無 | 16.8 |
| 電気温水器(ヒーター式) | 有 | 有 | 25.8 |
| | | 無 | 44.5 |
| | 無 | 有 | 35.1 |
| | | 無 | 54.2 |
| 電気温水器(ヒートポンプ式) ³ | 有 | 無 | 11.9 |
| | 無 | | 14.5 |

1 節湯型機器は、台所は「節湯 A」「節湯 B」「節湯 AB」のいずれかを採用、シャワーは「節湯 AB」を採用し、かつ小口径配管とした場合に適用とする。「節湯 A」とは手元止水機能(止水の容易な機構)を有する機器、「節湯 B」とは使用時の最適流量が現状一般的な機器に比べて小さい機器、「節湯 AB」とは両機能を有する機器をさす。「小口径配管」は、配管がヘッダー方式であり、給湯機にできるだけ近い地点においてヘッダーにより配管が分岐され、かつヘッダー分岐後の配管の内径が13mm以下のものをさす。

2 傾斜角0~30度以内、方位角南面±45度以内、有効集熱面積3m²以上とした場合に適用とする。

3 温水暖房機能を有さないものであって、年間給湯効率(APF)3.0以上の場合に適用。APFは社団法人日本冷凍空調工業会のJRA4050:2007R「家庭用ヒートポンプ給湯機」に基づいて算出されたものとする。

(D) 換気設備の一次エネルギー消費量

| 換気設備 | 一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年) |
|--|-----------------------------|
| ダクト式第一種換気システム | 9.6 |
| ダクト式第一種換気システム (DC モーターを採用) | 8.2 |
| ダクト式第二/三種換気システム | 5.5 |
| ダクト式第二/三種換気システム (DC モーターを採用) | 4.1 |
| 壁付け給排気型ファン | 9.6 |
| 壁付けファン (給気型パイプ用ファン / 排気型パイプ用ファン) | 4.1 |
| 壁付けファン (給気型パイプ用ファン / 排気型パイプ用ファン) (比消費電力 ¹ が 0.2W / (m ³ /h) 以下のものを採用) | 2.7 |

¹ 消費電力を送風量で除した値

(E) 照明設備の一次エネルギー消費量

照明設備の一次エネルギー消費量は (e-1) から (e-3) の一次エネルギー消費量を求め、下式により算出する。

(E) 照明設備の一次エネルギー消費量

$$\begin{aligned}
 &= (e-1) \text{ LDK の照明設備の一次エネルギー消費量} \\
 &+ (e-2) \text{ LDK 以外の居室の照明設備の一次エネルギー消費量} \\
 &+ (e-3) \text{ 非居室の照明設備の一次エネルギー消費量}
 \end{aligned}$$

| | 照明設備 | 一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年) |
|--------------------|--|-----------------------------|
| (e-1) LDK | 新築時に設備が設置されていない場合 ¹ | 4.3 |
| | 白熱灯を使用している | 4.3 |
| | 白熱灯を使用していない | 3.6 |
| | 白熱灯を使用せずかつ調光を採用 ² している | 2.9 |
| (e-2) LDK 以外の居室 | 新築時に設備が設置されていない場合 ¹ | 3.3 |
| | 白熱灯を使用している | 3.3 |
| | 白熱灯を使用していない | 3.1 |
| | 白熱灯を使用せずかつ LDK 以外のすべての居室で調光を採用 ² している | 2.3 |
| (e-3) 非居室 | 新築時に設備が設置されていない場合 ¹ | 4.0 |
| | 白熱灯を使用している | 4.0 |
| | 白熱灯を使用していない | 1.6 |
| | 白熱灯を使用せずかつ人感センサーまたは照度センサーを採用 ³ している | 1.5 |

¹ いずれかの設備が設置されていなければ適用とする。

² 設備本体の機能による調光または設備本体とは別の機器による調光を、いずれかの設備で採用すれば適用とする。

³ 非居室全体 (玄関ポーチ含む) の複数の設備で人感センサーまたは照度センサーを採用すれば適用とする。

(F) 太陽光発電

| 暖房設備による区分 | 一次エネルギー発電量 (単位 ギガジュール毎年) | |
|------------------------------------|-----------------------------|-----|
| | 設置容量 ¹ | |
| | 2kW | 3kW |
| 新築時に暖房設備が設置されていない場合又は居室を間欠的に暖房する場合 | 5.4 | 8.1 |
| 住宅全体を連続的に暖房する場合 | 6.6 | 9.9 |

¹ 傾斜角 0 ~ 30 度以内、方位角南面 ±15 度以内の場合に適用とする。

(8) 地域の用途別一次エネルギー消費量

<一次エネルギー消費量の算出方法>

評価対象住宅の年間一次エネルギー消費量は、以下の(A)から(F)の値を求め、下式により算出する。

$$\begin{aligned} \text{評価対象住宅の年間一次エネルギー消費量} &= (\text{A}) \text{暖房設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ (\text{B}) \text{冷房設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ (\text{C}) \text{給湯設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ (\text{D}) \text{換気設備の一次エネルギー消費量} \\ &+ (\text{E}) \text{照明設備の一次エネルギー消費量} \\ &- (\text{F}) [\text{太陽光発電設備等による発電電力} - (\text{売電} + \text{家電機器消費相当分})] \end{aligned}$$

(A) 暖房設備の一次エネルギー消費量

地域は暖房設備の設置はないものとする。

(B) 冷房設備の一次エネルギー消費量

冷房の一次エネルギー消費量は、断熱性能の区分に応じて、新築時に設備が設置されていない場合は(b-1)、住宅全体を連続的に冷房する場合は(b-2)、居室を間欠的に冷房する場合は(b-3-1)及び(b-3-2)より該当する設備の一次エネルギー消費量を求め、下式により算出する。

- 新築時に設備が設置されていない場合 = (b-1) 欄の一次エネルギー消費量
- 住宅全体を連続的に冷房する場合 = (b-2) 欄の冷房設備の一次エネルギー消費量
- 居室を間欠的に冷房する場合 = (b-3-1) 欄のLDKの冷房設備の一次エネルギー消費量
+ (b-3-2) 欄のその他居室の冷房設備の一次エネルギー消費量

| 冷房方式 | 冷房設備 | 一次エネルギー消費量(単位:ギガジュール毎年) | | | | | |
|--------------------------|---------------------------------|---|------|---|------|---|-----|
| | | 断熱及び遮蔽性能 | | | | | |
| | | 熱損失係数 [W/m ² K] ¹ 及び夏季日射取得係数 | | | | | |
| | | (ア) 熱損失係数 3.7を超え8.1以下 [等級3 ² を満たす] | | (ウ) 熱損失係数 3.7以下 [等級4 ^{2,3} を満たす] | | (オ) 熱損失係数 3.7以下 夏季日射取得係数0.04 ⁴ | |
| | | 通風の確保の有無 ⁵ | | | | | |
| | | 無 | 有 | 無 | 有 | 無 | 有 |
| (b-1) 新築時に設備が設置されていない場合 | | 13.5 | 12.8 | 13.5 | 12.4 | 9.2 | 8.4 |
| (b-2) 住宅全体を連続的に冷房する場合 | ヒートポンプ式セントラル空調システム ⁶ | 48.8 | | 49.6 | | 40.8 | |
| (b-3-1) LDKを間欠的に冷房する場合 | 新築時に設備が設置されていない場合 | 10.6 | 10.1 | 10.1 | 9.4 | 6.8 | 6.4 |
| | ルームエアコン ⁷ イソナ- | 10.6 | 10.1 | 10.1 | 9.4 | 6.8 | 6.4 |
| | ルームエアコン ⁷ イソナ-(高効率型) | 8.2 | 7.9 | 7.8 | 7.3 | 5.3 | 4.9 |
| (b-3-2) その他居室を間欠的に冷房する場合 | 新築時に設備が設置されていない場合 | 2.9 | 2.7 | 3.4 | 3.0 | 2.4 | 2.0 |
| | ルームエアコン ⁸ イソナ-(高効率型) | 3.0 | 2.8 | 3.6 | 3.1 | 2.5 | 2.2 |

1 参考仕様を別表に示す。

2 省エネルギー対策等級(日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示1346号)別表1の(イ)項に掲げる「5-1 省エネルギー対策等級」をいう。以下同じ。)

3 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準(平成21年経済産業省・国土交通省告示第1号)又は住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針(平成21年国土交通省告示第118号)に適合。

4 躯体の断熱は等級4を確保した上で、窓の日射遮蔽仕様を普通ガラス(単板)に外付ブラインドを設置するか、若しくは、それと同等以下の日射侵入率となるガラスと付属部材の組合せとすること。

5 通風の確保の有無については、(b-2)及び(b-3)の区分ごとに判断するものとし、それぞれの居室が以下の又はに該当する場合に、「有」を適用できるものとする。ただし(b-3)については、その他居室のうち冷房設備エネルギー消費量の算定・評価の対象とする居室における通風の確保の有無を判断する。

居室の方位の異なる壁面(屋根面を含む。以下同じ。)二面に面積比(対象居室の床面積に対する開口部の開放可能な部分の面積の

一次エネルギー消費量算定シート（ 地域）

比。同一の壁面上に複数の開口がある場合は合算可。以下同じ）1/35 以上の外部に面する開放可能な開口部がそれぞれ設置されている。

次の全てに該当すること

イ 居室の壁面一面に面積比 1/20 以上の外部に面する開放可能な開口部が設置されている。

ロ 当該居室の隣室（廊下等の非居室を含む。）に面積比 1/20 以上の外部に面する開放可能な開口部が居室の開口部と異なる方位で設置されている。

ハ 当該居室と当該居室の隣室の間に面積比 1/50 以上の欄間等の開口部が設置されている。

6 エネルギー消費効率（冷房能力（kW）を冷房消費電力（kW）で除した数値）が 3.0 以上に適用とする。

7 エネルギー消費効率（冷房能力（kW）を冷房消費電力（kW）で除した数値）が 3.7 以上の場合に適用とする。

8 エネルギー消費効率（冷房能力（kW）を冷房消費電力（kW）で除した数値）が 5.4 以上の場合に適用とする。

(C) 給湯設備の一次エネルギー消費量

| 給湯設備 | 節湯型機器の有無 ¹ | 太陽熱温水器の有無 ² | 一次エネルギー消費量 (単位: ギガジュール毎年) |
|-----------------------------|-----------------------|------------------------|------------------------------|
| 新築時に設備が設置されていない場合 | | | 15.8 |
| ガス瞬間式（従来型）給湯器 | 有 | 有 | 6.4 |
| | | 無 | 13.0 |
| | 無 | 有 | 9.1 |
| | | 無 | 15.8 |
| ガス瞬間式（潜熱回収型）給湯器 | 有 | 有 | 5.4 |
| | | 無 | 11.1 |
| | 無 | 有 | 7.7 |
| | | 無 | 13.5 |
| 石油瞬間貯湯式給湯器 | 有 | 有 | 6.1 |
| | | 無 | 12.4 |
| | 無 | 有 | 8.7 |
| | | 無 | 15.1 |
| 石油瞬間式（従来型）給湯器 | 有 | 有 | 5.9 |
| | | 無 | 12.0 |
| | 無 | 有 | 8.4 |
| | | 無 | 14.7 |
| 石油瞬間式（潜熱回収型）給湯器 | 有 | 有 | 5.4 |
| | | 無 | 10.9 |
| | 無 | 有 | 7.6 |
| | | 無 | 13.3 |
| 電気温水器（ヒーター式） | 有 | 有 | 17.5 |
| | | 無 | 35.6 |
| | 無 | 有 | 24.9 |
| | | 無 | 43.4 |
| 電気温水器（ヒートポンプ式） ³ | 有 | 無 | 7.7 |
| | 無 | | 9.4 |

1 節湯型機器は、台所は「節湯 A」「節湯 B」「節湯 AB」のいずれかを採用、シャワーは「節湯 AB」を採用し、かつ小口径配管とした場合に適用とする。「節湯 A」とは手元止水機能（止水の容易な機構）を有する機器、「節湯 B」とは使用時の最適流量が現状一般的な機器に比べて小さい機器、「節湯 AB」とは両機能を有する機器をさす。「小口径配管」は、配管がヘッダー方式であり、給湯機にできるだけ近い地点においてヘッダーにより配管が分岐され、かつヘッダー分岐後の配管の内径が 13mm 以下のものをさす。

2 傾斜角 0～30 度以内、方位角南面±45 度以内、有効集熱面積 3m²以上とした場合に適用とする。

3 温水暖房機能を有さないものであって、年間給湯効率（APF）3.0 以上の場合に適用。APF は社団法人 日本冷凍空調工業会の JRA4050:2007R「家庭用ヒートポンプ給湯機」に基づいて算出されたものとする。

(D) 換気設備の一次エネルギー消費量

| 換気設備 | 一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年) |
|--|-----------------------------|
| ダクト式第一種換気システム | 9.6 |
| ダクト式第一種換気システム (DC モーターを採用) | 8.2 |
| ダクト式第二/三種換気システム | 5.5 |
| ダクト式第二/三種換気システム (DC モーターを採用) | 4.1 |
| 壁付け給排気型ファン | 9.6 |
| 壁付けファン (給気型パイプ用ファン / 排気型パイプ用ファン) | 4.1 |
| 壁付けファン (給気型パイプ用ファン / 排気型パイプ用ファン) (比消費電力 ¹ が 0.2W / (m ³ /h) 以下のものを採用) | 2.7 |

¹ 消費電力を送風量で除した値

(E) 照明設備の一次エネルギー消費量

照明設備の一次エネルギー消費量は (e-1) から (e-3) の一次エネルギー消費量を求め、下式により算出する。

(E) 照明設備の一次エネルギー消費量

$$\begin{aligned}
 &= (e-1) \text{ LDK の照明設備の一次エネルギー消費量} \\
 &+ (e-2) \text{ LDK 以外の居室の照明設備の一次エネルギー消費量} \\
 &+ (e-3) \text{ 非居室の照明設備の一次エネルギー消費量}
 \end{aligned}$$

| | 照明設備 | 一次エネルギー消費量 (単位 ギガジュール毎年) |
|--------------------|--|-----------------------------|
| (e-1) LDK | 新築時に設備が設置されていない場合 ¹ | 4.3 |
| | 白熱灯を使用している | 4.3 |
| | 白熱灯を使用していない | 3.6 |
| | 白熱灯を使用せずかつ調光を採用 ² している | 2.9 |
| (e-2) LDK 以外の居室 | 新築時に設備が設置されていない場合 ¹ | 3.3 |
| | 白熱灯を使用している | 3.3 |
| | 白熱灯を使用していない | 3.1 |
| | 白熱灯を使用せずかつ LDK 以外のすべての居室で調光を採用 ² している | 2.3 |
| (e-3) 非居室 | 新築時に設備が設置されていない場合 ¹ | 4.0 |
| | 白熱灯を使用している | 4.0 |
| | 白熱灯を使用していない | 1.6 |
| | 白熱灯を使用せずかつ人感センサーまたは照度センサーを採用 ³ している | 1.5 |

¹ いずれかの設備が設置されていなければ適用とする。

² 設備本体の機能による調光または設備本体とは別の機器による調光を、いずれかの設備で採用すれば適用とする。

³ 非居室全体 (玄関ポーチ含む) の複数の設備で人感センサーまたは照度センサーを採用すれば適用とする。

(F) 太陽光発電

| 冷房設備による区分 | 一次エネルギー発電量 (単位 ギガジュール毎年) | |
|------------------------------------|-----------------------------|-----|
| | 設置容量 ¹ | |
| | 2kW | 3kW |
| 新築時に冷房設備が設置されていない場合又は居室を間欠的に冷房する場合 | 5.0 | 7.5 |
| 住宅全体を連続的に冷房する場合 | 6.4 | 9.6 |

¹ 傾斜角 0 ~ 30 度以内、方位角南面 ±15 度以内の場合に適用とする。

別表 熱損失係数(Q 値)と夏季日射取得係数 μ 参考値

別表 熱損失係数(Q 値)と夏季日射取得係数 μ 参考値

| 地域区分 | | 等級 3 相当 ¹ | 等級 4 相当 ^{1 2} | 等級 4 を 超える仕様 |
|---|---|----------------------|------------------------|-----------------|
| 熱損失係数 Q【W/K・m ² 】 またはこれらと同等性能を 有する冬季日射利用住宅 | a | 1.8 | 1.6 | 1.4 |
| | b | | | |
| | | 2.7 | 1.9 | 1.4 |
| | | 3.3 | 2.4 | 1.9 |
| | a | 4.2 | 2.7 | 1.9 |
| | b | | | |
| | | 4.6 | 2.7 | 1.9 |
| | | 8.1 | 3.7 | 3.7 |
| 夏季日射取得係数 μ | a | - | 0.08 | 0.08 |
| | b | | | |
| | | - | 0.08 | 0.08 |
| | | 0.1 | 0.07 | 0.07 |
| | a | 0.1 | 0.07 | 0.07 |
| | b | | | |
| | | 0.1 | 0.07 | 0.07 |
| | | 0.08 | 0.06 | 0.04 |

1 省エネルギー対策等級（日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示 1346 号）別表 1 の(い)項に掲げる「5 - 1 省エネルギー対策等級」をいう。以下同じ。）

2 住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 21 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号）又は住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成 21 年国土交通省告示第 118 号）に適合。

4 . 基準達成率算定シート（報告様式）



(様式1)

住宅事業建築主の概要と基準達成率

1. 住宅事業建築主の概要

| | | | |
|--------------------------------------|--------|----------|---|
| (1) 名称 | (フリガナ) | | |
| (2) 住所 | (郵便番号) | (電話番号) | |
| (3) 代表者氏名 | (フリガナ) | | |
| (4) 年間に新築した 特定住宅（建売分譲戸建 住宅）の戸数 | 戸 | 参考 前年度実績 | 戸 |

2. 連絡担当者

| | | | |
|---------|----------|--------|--------|
| (1) 氏名 | (フリガナ) | | |
| (2) 連絡先 | 住所 | (郵便番号) | (電話番号) |
| | Eメールアドレス | | |

3. 基準達成率

3-1 当該住宅事業建築主が新築した特定住宅（建売分譲戸建住宅）全体の基準達成率等

| | | |
|--------------------------------|--|----|
| (1) 当該住宅事業建築主が新築した特定住宅全体の基準達成率 | | % |
| (2) 基準一次エネルギー消費量の合計 | | GJ |
| (3) 特定住宅の一次エネルギー消費量の合計 | | GJ |
| (4) 年間に新築した特定住宅の戸数 | | 戸 |

3-2 当該住宅事業建築主が新築した特定住宅（建売分譲戸建住宅）の地域区分毎の基準達成率

| 地域区分 | 新築戸数（戸） | 基準一次エネルギー消費量の合計（GJ） | 特定住宅の一次エネルギー消費量の合計（GJ） | 当該地域における基準達成率（%） |
|--------|---------|---------------------|------------------------|------------------|
| I a 地域 | | | | |
| I b 地域 | | | | |
| II 地域 | | | | |
| III 地域 | | | | |
| IVa 地域 | | | | |
| IVb 地域 | | | | |
| V 地域 | | | | |
| VI 地域 | | | | |

(様式3)

当該住宅事業建築主が新築した特定住宅（建売分譲戸建住宅）（住宅タイプ）の省エネルギー性能等の詳細
【算定用シートに基づく報告用】

※コージェネレーションシステムは評価しない

1. 当該特定住宅（住宅タイプ）の一次エネルギー消費量等

| | | | |
|---|---|--|--------|
| (1) 特定住宅（住宅タイプ）の名称 | | | |
| (2) 地域区分（一つ選択） | <input type="checkbox"/> Ia <input type="checkbox"/> Ib <input type="checkbox"/> II <input type="checkbox"/> III <input type="checkbox"/> IVa <input type="checkbox"/> IVb <input type="checkbox"/> V <input type="checkbox"/> VI | | |
| (3) 当該特定住宅（住宅タイプ）の戸数（当該地域区分における戸数を記入） | | | 戸 |
| (4) 当該特定住宅（住宅タイプ）の基準一次エネルギー消費量（1戸当り） …① | | | GJ/戸・年 |
| (5) 当該特定住宅（住宅タイプ）の一次エネルギー消費量（1戸当り） | A 暖房設備エネルギー消費量 | | GJ/戸・年 |
| | B 冷房設備エネルギー消費量 | | |
| | C 換気設備エネルギー消費量 | | |
| | D 給湯設備エネルギー消費量 | | |
| | E 照明設備エネルギー消費量 | | |
| | 消費量小計（A+B+C+D+E） …② | | |
| | F 太陽光発電設備の発電量 | | |
| 合計（②-F） …③ | | | |
| (6) 当該特定住宅（住宅タイプ）の基準達成率 | ①÷③×100 | | % |

2. 当該特定住宅（住宅タイプ）の仕様

(1) 断熱性能（熱損失係数の区分を記入）

| | | | |
|-----|--|-------|--|
| 区 分 | | 熱損失係数 | |
|-----|--|-------|--|

(2) 各設備仕様

| 設備項目 | | 設備の内容 | | |
|---------|-------|----------------------|---|---|
| | | 設置状況 | 設備の名称（算定用シートから転記） | |
| A. 暖房設備 | a-1 | 新築時に暖房設備が設置されていない場合 | <input type="checkbox"/> 非設置 | |
| | a-2 | 住宅全体または居室を連続的に暖房する場合 | <input type="checkbox"/> 設置 | 熱交換型換気 <input type="checkbox"/> 非設置 <input type="checkbox"/> 設置 |
| | | | | |
| | a-3-1 | LDKを間欠的に暖房する場合 | <input type="checkbox"/> 非設置 <input type="checkbox"/> 設置 | 熱交換型換気 <input type="checkbox"/> 非設置 <input type="checkbox"/> 設置 |
| | | | | |
| | a-3-2 | その他居室を間欠的に暖房する場合 | <input type="checkbox"/> 非設置 <input type="checkbox"/> 設置 | 熱交換型換気 <input type="checkbox"/> 非設置 <input type="checkbox"/> 設置 |
| | | | | |

| 設備項目 | | 設備の内容 | | | | | |
|------------|------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|---|---------------------------------|--|---|
| | | 設置状況 | 設備の名称 (算定用シートから転記) | | | | |
| B. 冷房設備 | b-1 | 新築時に冷房設備が設置されていない場合 | <input type="checkbox"/> 非設置 | | | | |
| | b-2 | 住宅全体または居室を連続的に冷房する場合 | <input type="checkbox"/> 設 置 | | | | |
| | b-3-1 | LDK を間欠的に冷房する場合 | <input type="checkbox"/> 非設置 | | | | 通風措置 |
| | | | <input type="checkbox"/> 設 置 | | | | <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し |
| b-3-2 | その他居室を間欠的に冷房する場合 | <input type="checkbox"/> 非設置 | | | | 通風措置 | |
| | | <input type="checkbox"/> 設 置 | | | | <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し | |
| C. 給湯設備 | | <input type="checkbox"/> 非設置 | | | | | |
| | | <input type="checkbox"/> 設 置 | 節湯型機器 | <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し | 太陽熱温水器 | <input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し | |
| | | | | | | | |
| D. 換気設備 | | | | | | DC モーター | |
| | | | | | | <input type="checkbox"/> 採用 <input type="checkbox"/> 不採用 | |
| E. 照明設備 | e-1 | LDK | <input type="checkbox"/> 新築時に設置せず | <input type="checkbox"/> 白熱灯使用 | <input type="checkbox"/> 白熱灯不使用 | <input type="checkbox"/> 白熱灯不使用かつ調光採用 | |
| | e-2 | LDK 以外の居室 | <input type="checkbox"/> 新築時に設置せず | <input type="checkbox"/> 白熱灯使用 | <input type="checkbox"/> 白熱灯不使用 | <input type="checkbox"/> 白熱灯不使用かつ調光採用 | |
| | e-3 | 非居室 | <input type="checkbox"/> 新築時に設置せず | <input type="checkbox"/> 白熱灯使用 | <input type="checkbox"/> 白熱灯不使用 | <input type="checkbox"/> 白熱灯不使用かつ人感センサーまたは照度センサーを採用 | |
| F. 太陽光発電設備 | | <input type="checkbox"/> 新築時に設置せず | <input type="checkbox"/> 2 kW | <input type="checkbox"/> 3 kW | | | |

※ を選択する場合は、チェック (☑) を入れる。

